

第3次人にやさしいまちづくり推進計画の進捗状況について

1 平成 27 年度における目標達成状況

第3次人にやさしいまちづくり推進計画に掲げた 107 施策・事業のうち、これまで 3 事業について、実情を捉え、他の事業に含めて実施するなどの整理が行われたことから、平成 27 年度は 104 施策・事業について調査を実施した。

その結果、90 が目標達成（100%以上）、12 が目標をほぼ達成（80%以上）している。この 2 つを合わせた割合が全体の 98.1%に達していることから計画に沿って推進することができた。

基本方針	施策・事業数	担当課の評価			
		A	B	C	D
誰もが学べるまちづくり	21	18	3		
誰もが働けるまちづくり	14	14			
誰もが健康に暮らせるまちづくり	29	26	3		
誰もが参加するまちづくり	18	17	1		
誰もが安心して暮らせるまちづくり	11	7	2	1	1
誰もが住みよいまちづくり	5	5			
誰もが移動しやすいまちづくり	6	3	3		
合 計	104	90	12	1	1

凡例 A：目標達成（100%以上） B：目標はほぼ達成された（80%以上） C：目標に達しなかった
D：事業の実施せず

2 今後の方向性

次年度に向け、継続となる施策・事業数は 96 となり全体の 92.3%を占めている。実施方法等を変更するものは 9 つとなっている。

基本方針	施策・事業数	担当課の評価			
		1	2	3	4
誰もが学べるまちづくり	21	20	1		
誰もが働けるまちづくり	14	13	1		
誰もが健康に暮らせるまちづくり	29	26	2	1	
誰もが参加するまちづくり	18	17	1		
誰もが安心して暮らせるまちづくり	11	9	2		
誰もが住みよいまちづくり	5	5			
誰もが移動しやすいまちづくり	6	6			
合 計	104	96	7	1	

凡例 1：継続 2：実施方法等を変更 3：縮小 4：廃止

(1) 実施方法等を変更するもの 理由と改善策は主要施策進捗管理表のとおり

施策・事業名	
No.18	青少年の健全育成のため、各種体験活動などを実施し、心豊かでたくましい子どもを育むとともに、学校・家庭・地域の連携協力を促進し、社会全体の教育力の向上を図ります。
No.23	状況に即した雇用問題の解決策の検討を行い、解決策につながる対策事業を提案します。
No.40	ひとり暮らし高齢者などにバランスのとれた食事を提供するとともに、定期的な安否確認を行うことにより、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。
No.43	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進を図ります。

施策・事業名	
No.74	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表や世代を超えた交流の場を提供します。
No.90	冬期集落保安要員の設置により冬期間の主要生活道路を確保するとともに、要援護世帯等の除雪援助や見守りなどを行い、市民の安全と生活環境の維持向上を図ります。
No.94	全町内会において自主防災組織を結成し、定期的な訓練をすることにより、災害発生時などに地域住民が協力し速やかに救助や避難ができる体制を整備するとともに、防災活動に必要な資材整備のための支援を行います。

(2) 縮小するもの

施策・事業名	
No.66	中山間地の患者を医療機関へ輸送することにより、医療への不安を解消します。

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 主要施策進捗管理総括表

基本方針 (7項目)	基本目標 (14項目)	施策の方向	H27年度達成状況					未達成理由と改善策 (評価がC、Dの場合、すべてを掲載)	評価される事項と今後の方針 (評価がA、Bの主な事業及び基本方針への貢献度(次年度目標に関する特記事項)が高いと認められる取組)
			事業数	A:目標達成(100%以上)	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	C:目標に達しなかった	D:事業の実施せず		
誰もが学べるまちづくり	誰もが理解し合える社会の実現	人権を護るための施策の推進 相談・支援体制の充実	13	12	1			[No.5] 上越市障害者計画及び上越市障害福祉計画に基づき事業を推進し、障害のある人の健康と福祉の増進を図ります。 評価される事項:農福連携や特別支援学校の生徒向けの合同説明会を実施し、就労支援に取り組んだほか、障害者差別解消法の施行に向けた制度準備等を行うことができたため。 今後の方針:継続実施	
	教育環境の整備	学校教育の充実 生涯学習の推進	8	6	2			[No.21] 視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図る。 評価される事項:録音図書ボランティアの協力を受け、障害者のニーズに合った作品を作製したため。 今後の方針:継続実施	
誰もが働けるまちづくり	雇用の充実	雇用の維持・促進 相談・支援体制の充実	14	14				[No.28] 企業の設備投資に対する支援を行い、経営の安定化と雇用の確保を図る。 評価される事項:支援により、経営の安定化と雇用の増加が図られたため。 今後の方針:継続実施 [No.33] 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が相互で行う援助活動を支援する。 評価される事項:事業周知の場を拡大したことにより、提供会員数が増加したため。 今後の方針:継続実施	
誰もが健康に暮らせるまちづくり	健康づくりの推進	高齢者支援の充実 障害者支援の充実 子育て支援の充実 誰もが健康に暮らすための支援の充実	26	23	3			[No.51] 乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行う。 評価される事項:各健診の際に接種の周知を図ったことから、昨年度の接種率を上回ったため。 今後の方針:継続実施	
	医療体制の充実	救急医療体制等の充実 中山間地における医療の推進	3	3				[No.66] 中山間地の患者を医療機関へ輸送することにより、医療への不安を解消する。 評価される事項:無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を継続して運行できたため。 今後の方針:縮小 効率的な運行を図る。	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 主要施策進捗管理総括表

基本方針 (7項目)	基本目標 (14項目)	施策の方向	H27年度達成状況				未達成理由と改善策 (評価がC、Dの場合、すべてを掲載)	評価される事項と今後の方針 (評価がA、Bの主な事業及び基本方針への貢献度(次年度目標に関する特記事項)が高いと認められる取組)
			事業数	A:目標達成(100%以上)	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	C:目標に達しなかった		
誰もが参加するまちづくり	すべての人の社会参加の推進	男女共同参画社会の推進 障害者の社会参加の推進 高齢者の社会参加の推進 外国人の社会参加の推進 まちづくりに参加しやすくするための環境整備	12	11	1			【No.70】 障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援する。 評価される事項:いずれも利用者が増加していることから、外出し社会参加する機会の増加が図られているため。 今後の方針:継続実施
	情報サービスの充実	広報・公聴活動の充実	4	4				【No.83】 観光案内所や観光ホームページなどにおいて観光情報をよりの確にわかりやすく提供する。 評価される事項:イベント情報を充実させ、閲覧者の利便性の向上に取組んだ結果、アクセス数が増加したため。 今後の方針:継続実施
	ボランティア活動の推進	ボランティア活動に対する支援・情報提供の推進	2	2				【No.84】 ボランティア活動の育成支援のために、相談、助言、指導を行う。 評価される事項:ボランティアセンターへの相談数が増加し、市民のボランティア活動への積極的な取組を支援することができたため。 今後の方針:継続実施 【No.85】 ボランティアをしたい人と、してほしい人をコーディネートし、ボランティア活動の普及を推進する。 評価される事項:ボランティアのコーディネート件数が増加し、市民がボランティア活動を推進することができたため。 今後の方針:継続実施
雪対策の充実	居住空間の除雪を支援する体制整備 歩道・道路除雪の推進	5	4	1			【No.90】 冬期集落保安要員の設置により冬期間の主要生活道路を確保するとともに、要援護世帯等の除雪援助や見守りなどを行い、市民の安全と生活環境の維持向上を図る。 評価される事項:計画していた全地区で事業が実施でき、安全確保と生活環境の維持が図られたため。 今後の方針:実施方法等を変更 現在は、県の補助要件を満たす地域のみを対象とした事業を実施しているため、全市域に係る冬期の集落支援について検討する。	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 主要施策進捗管理総括表

基本方針 (7項目)	基本目標 (14項目)	施策の方向	H27年度達成状況					未達成理由と改善策 (評価がC、Dの場合、すべてを掲載)	評価される事項と今後の方針 (評価がA、Bの主な事業及び基本方針への貢献度(次年度目標に関する特記事項)が高いと認められる取組)
			事業数	A:目標達成(100%以上)	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	C:目標に達しなかった	D:事業の実施せず		
誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策の充実	災害を回避するための支援体制の推進 配慮が必要な人に対する環境整備	6	3	1	1	1	<p>【No.94】 全町内会において自主防災組織を結成し、定期的な訓練をすることにより、災害発生時などに地域住民が協力し速やかに救助や避難ができる体制を整備するとともに、防災活動に必要な資機材整備のための支援を行う。 判定:C 理由:新たに自主防災組織が10町内で結成されたが、訓練等実施率が44.1%であり、目標に達しなかったため。 改善策:高齢化が進む町内会の活動を地域全体で補完する支援に取組む。</p> <p>【No.95】 災害時要援護者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進める。 判定:D 理由:国県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しが生じなかったため。 改善策:必要に応じて、速やかに市地域防災計画の見直しを行う。</p>	<p>【No.93】 災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進める。 評価される事項:ハザードマップの配布や周知に努め、災害時の自主的で迅速かつ安全な避難行動を促すことができたため。 今後の方針:継続実施</p>

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 主要施策進捗管理総括表

基本方針 (7項目)	基本目標 (14項目)	施策の方向	H27年度達成状況					未達成理由と改善策 (評価がC、Dの場合、すべてを掲載)	評価される事項と今後の方針 (評価がA、Bの主な事業及び基本方針への貢献度(次年度目標に関する特記事項)が高いと認められる取組)
			事業数	A:目標達成 (100%以上)	B:目標はほぼ達成 された (80%以上)	C:目標に達 しな かった	D:事業の実 施せず		
誰もが住みよいまちづくり	人にやさしい家づくりの推進	住みよい家づくりの推進	2	2				<p>[No.97] 在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援する。 評価される事項:住み慣れた住宅で安心して自立した生活ができ、介護者の負担も軽減できるよう、リフォームを必要とする人に対し、身体状況に応じた住環境整備が図られたため。 今後の方針:継続実施</p>	
	人にやさしい都市空間の整備	誰もが利用できる公共施設の整備	3	3				<p>[No.99] 市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進する。 評価される事項:指針に即した整備になるよう事前協議を徹底し、やむを得ず不適合となった2件を除き、指針に即した整備を実施したため。 今後の方針:継続実施</p>	
誰もが移動しやすいまちづくり	歩道・道路の整備	安全な歩道・道路の整備	4	3	1			<p>[No.103] 歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路の街灯を整備する。 評価される事項:要望のあった箇所について100%設置したほか、既存防犯灯のLED化を実施したため。 今後の方針:継続実施</p>	
	公共交通網の整備	路線バス等の充実 鉄道の充実	2		2			<p>[No.107] 市民の日常生活を支える重要な交通手段である並行在来線の維持・確保を図る。 評価される事項:えちごトキめき鉄道では、運行時刻の見直しやフリーパスの発売、リゾート列車の導入など利用促進が図られたため。 今後の方針:継続実施</p>	
計			104	90	12	1	1		

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け		No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間に おける事業実施によ ってもたらされる成 果や効果を記入す る。	H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名		
基本方針	基本目標					目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性			目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。
										達成状況	判断理由等	方向性	理由等			
誰もが学べるまちづくり																
誰もが理解し合える社会の実現																
1 人権を護るための施策の推進																
	1	人権総合計画に基づく人権擁護の確立や人権教育・啓発の推進などのための施策を推進します。	人権総合計画に基づき事業を推進	幅広く人権啓発活動をはじめあらゆる差別のない人権の尊重されるまち上越を実現する。	第三次人権総合計画に基づく各事業を推進し、差別のない明るい上越市を築く。 ・市民・企業啓発 ・職員啓発 ・運動団体支援を継続して実施する。	第三次人権総合計画に基づく各事業を推進し、差別のない明るい上越市を築く。 ・市民・企業啓発 ・職員啓発 ・運動団体支援を継続して実施する。 人権・同和問題に関する市民アンケート実施。	市民・企業啓発 市民セミナー 1回 地域人権懇談会 2回 企業研修会 1回 人権同和問題研修会 1回 街頭啓発活動等 複数回 啓発スタンプ11基作成 職員研修 4回 職員啓発 人権講座参加 3回 大会・集会等参加 複数回 運動団体支援 各団体の事業費補助	A:目標達成(100%以上)	セミナー、懇談会等の事業を計画通り実施し、参加した市民や企業関係者、職員に人権・同和問題に対する理解を深めていただくことができた。 (例)地域人権懇談会で理解が深まったとする表現が51人中48人であった。	1:継続		第三次人権総合計画に基づく各事業を推進し、差別のない明るい上越市を築く。 ・市民・企業啓発 ・職員啓発 ・運動団体支援を継続して実施する。 第四次人権総合計画の策定	共生まちづくり課(人権・同和对策室)			
	2	同和問題をはじめとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払しょくを図るため、地域青少年育成会議などが開催する講話会に対し支援を行います。	講話会開催を支援 対象者:PTAや町内会 等地域住民	人権問題に対する市民の正しい理解と認識を醸成し、差別のない明るい上越市実現の一助となる。	17小学校区で講話会を開催する(3年で全小学校区開催)	18小学校区で講話会を開催する(3年で全小学校区開催)	目標どおり、17小学校区で講話会を開催し、474人の方から参加いただくことができた。	A:目標達成(100%以上)	計画通り、18小学校区での開催ができたため。	1:継続		17小学校区で講話会を開催する(3年で全小学校区開催)	社会教育課			
	3	小・中学校を研究校に指定し、積極的な同和教育の実践研究を行うとともに、その成果を他の学校や地域に広げ、部落差別の解消を目指します。	同和教育の研究・研修を実施し、その成果を発信	積極的な同和教育の実践研究と成果の発表により、部落問題をはじめとする人権問題の解消を図る。	同和教育研究指定3中学校区11校を加える。	同和教育研究指定4中学校区11校を加える。	指定校の累計が市内全小中学校109校となった。1巡回目が終了し、2巡回9中学校区の研修成果発表までを終了した。 今年度の同和教育研究指定6中学校区の24校すべてで、教職員、保護者、地域の方を対象とした同和教育の公開授業や講演会等を実施した。	A:目標達成(100%以上)	研究指定地区では、講演会や現地学習会を実施したり、指定地区内の授業交流を進める等の計画的な取組が行われた。また、2月25日の成果発表研修会を通して、取組の成果を、市内の小中学校で共有することができた。	1:継続		同和教育研究指定3中学校区11校を加える。	学校教育課			
	4	健康福祉分野における個別計画を包括する上越市地域福祉計画を推進し、地域全体の福祉の向上を図ります。	上越市地域福祉計画に基づき事業を推進	市民が生産を通じて心身に健やかで安心して生活できるように、健康づくりや福祉に係る施策を推進する。												
	5	上越市障害者計画及び上越市障害福祉計画に基づき事業を推進し、障害のある人の健康と福祉の増進を図ります。	上越市障害者計画に基づき事業を推進 上越市障害福祉計画に基づき、障害福祉サービス基盤を計画的に整備	障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりが推進される。	障害者計画及び障害福祉計画を一体化した計画を策定する。	障害者計画及び障害福祉計画を一体化した計画策定を行った。	平成26年度で策定した障害者福祉計画に基づき事業を実施する。	A:目標達成(100%以上)	特に就労支援では、農福連携や特別支援学校の生徒へ合同説明会の実施に取り組んだほか、障害者差別解消法の施行に向けた制度準備等を行うことができた。	1:継続		障害者福祉計画に掲載されている施策を実施する。特に、地域生活支援拠点等に関する整備について、市の方針を整理し、関係事業所の施設長等に説明を行っていく。	福祉課			

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施による成果や効果 を記入する。	H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標	No.			施策・事業	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	[目標に関する特記事項] 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
										達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
		6	障害のある人の生活を地域 全体で支えるため、上越市 自立支援協議会を開催し、 関係者の連携強化を図り、 住み慣れた地域で暮らすこ とができるまちづくりを進 めます。	・地域の障害者福祉に 関する全体協議会、専 門部会等の各種会議 の開催	障害のある人が住み 慣れた地域で暮らす ことのできるまちづくり が推進される。	関係機関との連携強 化を更に進めると も、相談支援事例 などから抽出した ニーズや支援の現場 における課題をま とめ、検討結果を福祉 施策へ反映させる。	地域の課題を抽出し、ケ アマネネットワークや専門部 会で 議論を行った。	関係機関との連携強化を更 に進めるとも、相談支援 事例などから抽出したニ ーズや支援の現場にお ける課題をまとめ、検討 結果を福祉施策へ反映 させる。	障害者福祉計画に掲載さ れている課題について、上 越市自立支援協議会の専 門部会等で議論を行った。	A:目 標達成 (100% 以上)		1:継 続	-	障害のある人が、社会 参加するために必要と なる移動支援について、 必要ときに利用できる よう支援策の拡充に向 けて、さらに検討を進 める。	福祉課	
		7	上越市男女共同参画基本 計画に基づき事業を推進し、 女性の権利を擁護します。	・上越市男女共同参画 基本計画に基づき事業 を推進	男女が、互いの人権 を尊重し社会のあら ゆる分野で平等に参 画できるまちが推進さ れる。	・計画に沿った施策の 推進を図る。 ・事業の評価が「目標 達成」「目標はほぼ達 成された」に該当する 事業の割合を80%以 上とする。	上越市男女共同参画基本 計画に基づき、庁内各課 等が基本計画の重点目 標に基づき、各種事業 を実施した。	・計画に沿った施策の推 進を図る。 ・事業の評価が「目標 達成」「目標はほぼ達 成された」に該当する 事業の割合を80%以 上とする。	上越市男女共同参画基本 計画に基づき、庁内各課 等が基本計画の重点目 標に基づき、各種事業 を実施した。	A:目 標達成 (100% 以上)	上越市男女共同参画基 本計画(後期)に基づく 事務事業について、「目 標達成」、「目標はほ ぼ達成された」と評価 された事業の割合が90% 以上となったため。	1:継 続	-	・上越市男女共同参画 基本計画(後期)に沿 った施策の推進を図 る。 ・事業評価が「目標 達成」、「目標はほ ぼ達成された」に 該当する事業の割合 を80%以上とする。	共生まち づくり課(男女 共同参画 推進セン ター)	
		8	上越市介護保険事業計画・高 齢者福祉計画に基づき事業 を推進し、高齢者保健福祉 サービスの環境を整備しま す。	・介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画を推進	高齢者が住み慣れた 地域で暮らすこと のできるまちづくり が推進される。	第5期計画に基づき、 総合的かつ計画的に 施策を実施する。	第5期介護保険事業計 画に基づき、事業を 実施するとともに、 介護保険運営協 議会や所管事務調 査等を実施し、第 6期介護保険事業 計画・高齢者福祉 計画を策定した。	第6期計画に基づき、 総合的かつ計画的 に施策を実施する。	第6期介護保険事業計 画に基づき、総合的 かつ計画的に施策 を実施する。	A:目 標達成 (100% 以上)	第6期介護保険事業計 画に基づいた事業を 実施することができ たため。	1:継 続	-	第6期介護保険事業計 画に基づき、総合 的かつ計画的に 施策を実施する。	高齢者支 援課	
		9	子どもの権利が尊重され、健 やかに成長できる地域社会 づくりを目指し、上越市 子どもの権利基本計画に 基づき事業を推進します。	・上越市子どもの権利 基本計画に基づき事業 を推進	子どもの権利が尊重 され、健やかに成 長できる地域社会 がつけられる。	現計画に沿った施策 の推進を図ると も、平成27年度 から平成31年度 までを計画期 間とした次期 基本計画を作成 する。	子どもの権利基本計 画に基づき事業を 実施するととも に、子どもの 権利委員会の 審議を踏まえ、 第2期子ども の権利基本計 画を策定した。	上越市第2期子ども の権利基本計画に 基づき、71事業 を実施した。計 画の進捗や取 組内容について、 子どもの権利 委員会を2回 開催し、委員 の意見を伺った。	上越市第2期子ども の権利基本計画に 基づき、71事業 を実施した。計 画の進捗や取 組内容について、 子どもの権利 委員会を2回 開催し、委員 の意見を伺った。	B:目 標はほ ぼ達成 された (80% 以上)	・事業計画に基づ き事業を実施した 結果、ほぼすべ ての事業で目標 を達成したため。	1:継 続	-	上越市第2期子ども の権利基本計画に 基づき、施策を 着実に推進する。	こども課	
2 相談・支援体制の充実																
		10	様々な権利侵害からの保護 や救済と同時に、障害のある 人が権利を行使できるよう 保障するための環境を作り ます。	障害のある人の権利 擁護の取組を推進	障害のある人が権利 侵害から保護され、 権利を行使する ための環境が つくられる。	障害のある人の人 権や財産を守る ため、関連する 制度の周知を 図り、自立した 地域生活を確 保する。	あんしん生活支援 事業として24時 間体制の相談窓 口及びショート ステイ等の受 入体制に取組 んだ。	障害のある人の人 権や財産を守る ため、関連する 制度の周知を 図り、自立した 地域生活を確 保する。	あんしん生活支援 事業として24時 間体制の相談窓 口の設置及び緊 急一時保護の受 入先としてショ ートステイ等の 確保に取組んだ。	A:目 標達成 (100% 以上)	障害の有無に関わ らず児童から高 齢者まで休日夜 間を問わず、365 日24時間体制 で対応した。また、 医療型短期入所 事業として、さい がた医療センター の病床2床を確保 し、重症心身障 害児・者の受入 体制の整備を図 った。	1:継 続	-	障害のある人の人 権や財産を守る ため、関連する 制度の周知を 図り、自立した 地域生活を確 保する。	福祉課	
		11	障害のある人やその家族など が生活全般について相談し やすい環境を整備します。	・障害者相談支援セン ターを中心とした 相談の実施	障害のある人やその 家族などが生活 全般について 相談しやすい 環境がつけ られる。	障害者相談支援セン ターを中心に、 各相談支援事 業所、各地域 の様々な社会 資源の連携を 図り、障害 の種別に関わ らず生活全般 のケースに対 応した。また、 相談支援体制 を見直し、平 成27年度から 相談支援事業 の委託先を5 法人から1法 人に整理する ことを市内相 談支援事業所 と協議した。	障害者相談支援セン ターを中心に、 各相談支援事 業所、各地域 の様々な社会 資源の連携を 図り、障害 の種別に関わ らず生活全般 の相談を行う ことにより、 地域全体の 相談支援体制 を強化し、迅 速な対応が できる体制を 整える。	上越市基幹相談支援 センターを中心 に、各相談支援 事業所、各地域 の様々な社会 資源の連携を 図り、障害 の種別に関わ らず生活全般 の相談を行う ことにより、 地域全体の 相談支援体制 を強化し、迅 速な対応が できる体制を 整える。	障害者相談支援セン ターを基幹相談 支援センターに 移行し、基幹 相談支援セン ターを中心に、 各相談支援事 業所、各地域 の様々な社会 資源の連携を 図り、障害 の種別に関わ らず生活全般 の相談を受け られる体制と した。地域の 困難ケースに 対し、基幹 相談支援セン ターを中心と し、ケース 会議を行い、 地域の課題 解決に向けた 相談支援 体制の強化 を図った。	A:目 標達成 (100% 以上)	各相談支援事業所、 各地域の様々な 社会資源との 連携を図り、 障害の種別 に関わらず 生活全般の 相談を受け られる体制 とした。地 域の困難 ケースに 対し、基 幹相談支 援セン ターを 中心とし、 ケース 会議を 行い、地 域の課 題解決 に向けた 相談支 援体制 の強化 を図った。	1:継 続	-	上越市基幹相談支援 センターを中心 に、各相談支 援事業所、各 地域の様 々な社会 資源との 連携を 図り、地 域全体の 相談支 援体制 の底上げ と、迅速 な対応 ができる 体制の 整備を 進める。	福祉課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け					H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標	No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施による成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
										達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
施策の 方向																
		12	女性が抱えるあらゆる諸問題 に対し、助言・指導などを行う ための相談体制を整備しま す。	・女性相談の実施	売春防止法の目的で ある売春の防止と、 DV防止法の目的であ る、DVの防止と被害 者の保護を図られ る。	日曜日、祝日、年末 年始(12月29日から1 月3日まで)、市民プ ラザ休館日(毎月第3 水曜日)を除き、着実 に女性相談を開設し 適切な対応を行う。	女性相談員3人を配置し、 センターでの相談及び出 張相談に対応した。延べ 相談者は266人(前年度比 32人増)、延相談件数 3,071件(前年度比489件 増)、相談内容としては、家 庭問題1,507件(49.1%)、そ のうちDV関係は413件 (13.4%)を占めた。相談方 法では、来所相談134人、 電話相談124人、出張相 談2人、メール相談6人だ る。性別では、女性252 人、男性14人から相談が 寄せられた。	日曜日、祝日、年末年始(12 月29日から1月3日まで)、市 民プラザ休館日(毎月第3水 曜日)を除き、着実に女性相 談窓口を開設し、適切な対 応を行う。	女性相談員3人を配置し、セ ンターでの相談及び出張 相談に対応した。延べ相談 者は281人(前年度比15人増)、 延相談件数2,544件(前年度 比527件減)、相談内容とし ては、家庭問題1,193件 (46.9%)、そのうちDV関係は 222件(8.7%)であった。相談方 法では、来所相談103人、電 話相談166人、出張相談2 人、メール相談10人である。 性別では女性259人、男性21 人(1人不明)から相談が寄 せられた。	A:目 標達成 (100% 以上)	前年度より実人数が増加 した。複雑・多様化している 相談に対して、適切な指 導や助言を行うとともに、 相談者のケースに応じて、 各関係機関や、庁内 関係課とも連携を図り、 相談者の安全・安心を確 保することができたため。	1:継 続	日曜日、祝日、年末年始 (12月29日から1月3日ま で)、市民プラザ休館日 (毎月第3水曜日)を除き、 着実に女性相談窓口を開 設し、適切な対応を行う。		共生まちづ くり課(男女 共同参画 推進セン ター)	
		13	高齢者の権利擁護などに 関する相談体制を整備しま す。	・高齢者相談の実施	相談体制を整備す ることにより、高齢者 の権利を擁護するこ とができる。	高齢者の権利擁護に 関する相談などに対 し、助言や関係機 関との連携を図るな ど相談体制を整備す る。	福祉課と成年後見市長申 し立て事業要綱の改正及 び成年後見費用助成事 業の要綱改正を行い、制 度の運用について明確に 定めることができた。	高齢者の権利擁護に 関する相談などに対 し、助言や関係機 関との連携を図るな ど相談体制を整備す る。	成年後見制度の見直し及 び要綱を改正すると ともに、市独自の 成年後見制度に 関するパンフレット を作成した。高 齢者の権利擁護に 対する相談に 随時対応を行った。	A:目 標達成 (100% 以上)	統一した相談への 対応ができるよ う、制度の見直し 及び要綱改正、当 市独自のパンフレ ットの作成を行 うことができた ため。	1:継 続	成年後見制度につ いて、地域包括支 援センター、介 護支援専門員など を対象に制度説明 会を実施する。高 齢者の権利擁護に 関する相談に 対応する。		高齢者支 援課	
		14	外国人市民が暮らしやすい 環境づくりを進めるため、 相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	外国人市民およびそ の関係者の抱える諸 問題の解決を図り、 快適な生活を送るこ とができる環境をつ くる。	文化や生活習慣の 違いに起因する各 種トラブルや外国 人市民が抱えている 問題の解決を図る ため、相談員を確 保するとともに、 様々な相談内容に 的確に対応できる ことなど相談員の 資質向上を図る。	月曜・木曜午後、土曜 午前の窓口開設に 加えて、随時、緊 急相談に対応でき る体制を維持した。 また、毎月の相談 事例検討会の開催 や行政書士による 相談事例への助言 等により、相談員 の資質向上を図 った。	文化や生活習慣の 違いに起因する各 種トラブルや外国 人市民が抱えている 問題の解決を図る ため、相談員を確 保するとともに、 様々な相談内容に 的確に対応できる ことなど相談員の 資質向上を図る。	月曜・木曜午後、土曜 午前の窓口開設に 加えて、随時、緊 急相談に対応でき る体制を維持した。 また、毎月の相談 事例検討会の開催 や行政書士による 相談事例への助言 等により、相談員 の資質向上を図 った。	A:目 標達成 (100% 以上)	各種相談に対応 することができた ため。	1:継 続	文化や生活習慣の 違いに起因する各 種トラブルや外国 人市民が抱えている 問題の解決を図る ため、相談員を確 保するとともに、 様々な相談内容に 的確に対応できる ことなど相談員 の資質向上を図 る。		共生まちづ くり課	
教育環境の整備																
1 学校教育の充実																
		15	特別な支援を必要とする児童 生徒にきめ細かい教育を実施 するとともに、就学の間や 内容について支援、助言を行 います。	・巡回相談員による学 校訪問 ・児童生徒の様子を観 察及び心理検査の実 施 ・保護者面談での支 援策の助言	・特別な支援を必要 とする児童生徒に きめ細かい教育が 実施される。	・各学校が特別な 支援を必要とする 児童生徒への支 援策(対応、環境 整備)を実施でき るように、相談 体制を整備する。 (巡回相談員によ る学校訪問等の支 援を行う)	・各学校が特別な 支援を必要とする 児童生徒への支 援策(対応、環境 整備)を実施でき るように、相談 体制を整備する。 (引き続き巡回 相談員による学 校訪問等の支 援を行う)	・各学校が特別な 支援を必要とする 児童生徒への支 援策(対応、環境 整備)を実施でき るように、相談 体制を整備する。 (引き続き巡回 相談員による学 校訪問等の支 援を行う)	・26年度は、54校が巡回 相談を活用し、巡回 相談の件数は1042 回であった。 ・巡回相談員は、校 内委員会に出席し、 児童生徒への対 応や環境整備に ついて具体的な指 導及び助言を行 った。	A:目 標達成 (100% 以上)	・全市立小中学校 で、巡回相談員 による相談が受 けられる体制が 整備され、特別 な支援を必要と する児童生徒へ の対応や環境 整備の指導等が 実施された。	1:継 続	・各学校が特別な 支援を必要とする 児童生徒への支 援策(対応、環境 整備)を実施でき るように、相談 体制を整備する。 (引き続き巡回 相談員による学 校訪問等の支 援を行う)		学校教育 課	
		16	家庭の経済的負担を軽減 するため、入園・保育や就学 にかかる費用を補助します。	・幼稚園児:入園料・保 育料の補助 ・児童生徒:学用品 の購入費、給食費 等の援助	・幼稚園児:入園料・ 保育料にかかる 経費を所得階層に 応じて補助または 減額することによ り、経済的負担が 軽減される。 ・児童生徒:学用品 費や給食費の一部 を援助すること により、保護者の 経済的負担が軽 減される。	・幼稚園児:対象と なる園児の保護者 に対し、入園料・ 保育料の一部又 は全部を、補助 又は減額すること により経済的負担 を軽減する。 ・児童生徒:対象 となる保護者 に対し、学用品 費や給食費の一 部又は全部を 援助すること により経済的 負担を軽減する。	・1169件を認定し、 幼稚園を通じて 入園料、保育料に 係る経費の補助 を行い、経済的 負担の軽減を図 った。 ・学用品等の援助: 児童1,410人 101,968千円、 生徒906人 98,456千円	・幼稚園児:対象 となる園児の保 護者に対し、入 園料・保育料の 一部又は全部を、 補助又は減額す ることにより経済 的負担を軽減す る。 ・児童生徒:対象 となる保護者 に対し、学用品 費や給食費の一 部又は全部を 援助すること により経済的 負担を軽減する。	・745件を認定し、 幼稚園を通じて 入園料、保育料に 係る経費の補助 を行い、経済的 負担の軽減を図 った。 ・学用品等の援助: 児童1,282件 93,292千円、 生徒796件 88,060千円	A:目 標達成 (100% 以上)	・援助が必要な世 帯の申請漏れを 減らすため、全 児童生徒保護者 へ年3回(学期ごと)に制度周知を 図ることによる 必要な援助を 実施した。	1:継 続	・幼稚園児:対象 となる園児の保 護者に対し、入 園料・保育料の 一部又は全部を、 補助又は減額す ることにより経済 的負担を軽減す る。 ・児童生徒:対象 となる保護者 に対し、学用品 費や給食費の一 部又は全部を 援助すること により経済的 負担を軽減する。		学校教育 課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け				H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標 No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によって もたらされる成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
									達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
									達成 状況 (100% 以上)						
	17	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金制度の充実を図ります。	奨学金の貸付	奨学金の貸し付けにより、奨学生や保護者の経済的な負担を軽減することで、就学機会が確保できるようになる。	奨学金の貸し付けにより、奨学生や保護者の経済的な負担を軽減する。	・53人に貸し付けを行い、奨学生や保護者の経済的な負担を軽減した。 ・平成26年度の新規貸付者は18人。	奨学金の貸し付けにより、奨学生や保護者の経済的な負担を軽減する。	・55人に貸し付けを行い、奨学生や保護者の経済的な負担を軽減した。 ・平成27年度の新規貸付者は13人。	A:目標達成(100%以上)	貸付を妥当とする対象者全員に奨学金を貸付できた。	1:継続	-	奨学金の貸し付けにより、奨学生や保護者の経済的な負担を軽減する。	学校教育課	
2 生涯学習の推進															
	18	青少年の健全育成のため、各種体験活動などを実施し、心豊かでたくましい子どもを育てるとともに、学校・家庭・地域の連携協力を促進し、社会全体の教育力の向上を図ります。	・謙信KIDSスクールプロジェクト事業を実施 ・地域青少年育成会議の運営・活動を支援	青少年の健全育成が推進されるほか、社会全体の教育力の向上を図る。	・謙信KIDSスクールプロジェクト 申込定員に対する申込率100% ・地域青少年育成会議等で実施した活動への参加者45,000人以上	・謙信KIDSスクールプロジェクトの26コースで定員以上の申し込みがあった。 ・地域青少年育成会議等で実施した活動への参加者143,416人	・謙信KIDSスクールプロジェクト 募集定員に対する申込率100% ・地域青少年育成会議等で実施した活動への参加者140,000人以上	・謙信KIDSスクールプロジェクトで募集定員(570人)に対する申込率126% ・地域青少年育成会議等で実施した活動への参加者153,486人	A:目標達成(100%以上)	・謙信KIDSスクールプロジェクトの申込者数が募集定員を上回ったため。 ・地域青少年育成会議等で実施した活動への参加者数が目標を上回ったため。	2:実施方法等を変更	・各育成会議の活動が定着する一方、事業の内容や規模に開きも見られるため、個別の実態把握及び支援を図る。	・謙信KIDSスクールプロジェクト(27コース)における申込み定員に対する申込率100% ・各育成会議を訪問し、課題の解決に向けた相談・支援等を行う。 ・事務局担当者会議を年3回開催し、実務指導や意見交換を通じ事務局体制の強化を図る。	社会教育課	
	19	市民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、各種の行政課題を学習する出前講座を実施します。	・市職員等を講師として派遣し、出前講座を実施	市民の生涯学習意欲の高揚と地域コミュニティの活性化が図られる。	講座の参加者数38,500人以上。	平成26年度は881件の講座依頼を受け、延べ39,183人の方から参加いただくことができた。	講座の参加者数38,500人以上。	平成27年度は890件の講座依頼を受け、延べ33,678人の方から参加いただくことができた。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	講座の参加者数が目標の80%である30,800人を上回ったため。 ・体育課で実施している「ニュースポーツ推進委員による上越市民エクササイズ講習等」(26年度の参加者数:19,495人)が、講師の費用負担があることが27年度中に判明し、出前講座の対象外としたため、目標に達しなかった。	1:継続	-	講座の参加者数33,000人以上	社会教育課	
	20	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	・「家庭教育」「青少年教育」「成人教育」「まちづくり・自治」の分野における地区館及び分館事業の実施	生涯にわたる学習活動の支援により、市民の一人ひとりが楽しく生きがいのある充実した人生を送れるようになる。	3分野で、310講座・28,500人の受講者を目指す	「青少年教育」「成人教育(学びの交流館事業含む)」「まちづくり・自治(共催事業含む)」の分野で、384講座(事業)を実施し、41,143人が参加した。	427の公民館事業(講座・教室・大会・展示会等)参加者48,000人。	「青少年教育」「成人教育(学びの交流館事業含む)」「まちづくり・自治(共催事業含む)」の分野で396講座(事業)を実施し、48,151人が参加した。	A:目標達成(100%以上)	各公民館における事業内容の整理・見直しにより講座数は減少したものの、受講者数が目標を上回ったため。	1:継続	-	公民館事業数381、講座の参加者数45,000人以上	社会教育課	
	21	視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。	・録音図書(カセット、デジタル図書)や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス	活字を読むことが困難な人が、読みたい本を利用したい方法で読むことができる環境を整える。	録音図書を年60タイトル作製、貸出延人数150人を目指す。	・録音図書の作製:60タイトル ・録音図書及び点字図書の貸出延人数:268人 ・対面朗読:0回	録音図書を年30タイトル作製、貸出延人数150人を目指す。	作製タイトル数31点 貸出延人数397人	A:目標達成(100%以上)	録音図書ボランティアの協力を受け、障害者の方のニーズに合った、作品の作製を計画通りに行えた。	1:継続	-	録音図書を年30タイトル作製、貸出延人数200人を目指す。	高田図書館	
	22	各種媒体を通じてスポーツに関する情報提供を行うとともに、スポーツ教室の開催や指導者の養成などにより、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・市民向け講習会の開催 ・スポーツ教室、大会の開催 ・指導者養成研修会の実施	広報誌、ホームページの有効活用により、スポーツ情報の提供や、スポーツ教室の参加促進に努めることと、スポーツ環境を整える。	市広報・HP等へ情報提供回数(回)...80回 スポーツ教室の開催種目数(種目)...17種目	市広報・HP等へ情報提供回数(回)...77回 スポーツ教室の開催種目数(種目)...17種目	市広報・HP等へ情報提供回数(回)...90回 スポーツ教室の開催種目数(種目)...17種目	市広報・HP等へ情報提供回数(回)...72回 スポーツ教室の開催種目数(種目)...22種目	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	市広報、ホームページ及び新聞社への情報提供等の有効活用により、スポーツ情報の提供や、スポーツ教室の参加促進が図られた。	1:継続	-	市広報・HP等へ情報提供回数(回)...90回 スポーツ教室の開催種目数(種目)...22種目	体育課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施による成果や効果 を記入する。	H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標	No.			施策・事業	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
										達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
誰もが働けるまちづくり																
雇用の充実																
1 雇用の維持・促進																
		23	状況に即した雇用問題の解決策の検討を行い、解決策につながる対策事業を提案します。	雇用対策プロジェクト会議における対策の検討	事業の実施により、その時々々の状況に応じた雇用問題の解決が図られる。	「雇用対策プロジェクト会議」の開催等を通じて、新規事業1件を提案する。	雇用促進協議会での検討などを行った。	関係する機関や団体と連携し、雇用促進協議会等を通じて施策等を検討する。	雇用促進協議会での検討などを行った。	A:目標達成(100%以上)	労働力の定着など地域経済発展のため、雇用対策事業について検討などを行った。	2:実施方法等を変更	ハローワークや雇用促進協議会等の関係機関や団体等と情報交換を行うとともに、事業の連携強化を図るため	ハローワークや雇用促進協議会等の関係機関や団体等が実施する施策等と連携した事業展開を4回以上行う	産業振興課	
		24	ニート、フリーター及び若年者の就労支援を図るため、市内事業所との個別説明会を開催し、企業の情報を提供します。	個別説明会の実施	ニート、フリーター及び若年者の自立支援体制が構築され、就労が促進される。	個別説明会参加企業数50件	上越公共職業安定所の主催で上越地域就職面接会を開催し、62社の企業が参加した。	インターンシップに関するホームページを作成し、情報発信を行う。	インターンシップに関するホームページを作成し、情報発信を行った。	A:目標達成(100%以上)	インターンシップに関するホームページを作成し、情報発信を行い、ホームページ掲載企業を68社とした。	1:継続	-	インターンシップに関するホームページ等で情報発信を引き続き行い、ホームページ掲載企業を90社以上とする。	産業振興課	
		25	雇用を促進するため、求職者への求人情報の提供や、UJIターン希望者へ豊富な地域情報を発信します。	ハローワーク作成の求人情報一覧を配布・UJIターン希望者へ地域情報を発信	希望者へ確実に情報を発信することにより、雇用を促進する。	広報上越で就職イベント情報等を提供する。	広報上越で就職イベント情報等を6件掲載した。	広報上越で就職イベント情報等を提供する。	広報上越で就職イベント情報等を提供した。	A:目標達成(100%以上)	広報上越で就職イベント情報等を6件掲載した。	1:継続	-	広報上越で就職イベント情報等を5件以上提供する。	産業振興課	
		26	勤労者の福祉の増進を図ります。	勤労者福祉施設の適切な管理・運営	勤労者福祉の拠点施設として市民に定着させる。	勤労者へ各種研修や講座等の場を提供し、勤労者福祉の拠点施設として年施設利用者11万人を目標とする。	イベント事業(1,790人利用)、マイ・チャレンジ講座(22,696人利用)を行い、施設利用者は110,776人となった。	勤労者へ各種研修や講座等の場を提供し、勤労者福祉の拠点施設として年施設利用者11万人を目標とする。	イベント事業(1,895人利用)、マイ・チャレンジ講座(21,845人利用)を行い、施設利用者は110,036人となった。	A:目標達成(100%以上)	勤労者福祉施設の拠点として講座等の場を提供し、年間の施設利用者数が目標である11万人を上回ったため。	1:継続	-	勤労者へ各種研修や講座等の場を提供し、勤労者福祉の拠点施設として年施設利用者12万人を目標とする。	産業振興課	
		27	雇用の確保のため、市内産業団地などへの企業立地を図ります。	企業誘致に向け、企業訪問等を実施	企業誘致を図ることで税収の確保と新たな雇用の場が創出される。 ・企業立地数(移転含む)	雇用の確保のため、市内産業団地などへの企業立地を図る。(3社)	企業立地数2社	雇用の確保のため、市内産業団地などへの企業立地を図る。(3社)	企業立地数4社	A:目標達成(100%以上)	企業立地数は4社となり、目標である3社を上回った。	1:継続	-	雇用の確保のため、市内産業団地などへの企業立地を図る。(3社)	産業立地課	
		28	企業の設備投資に対する支援を行い、経営の安定化と雇用の確保を図ります。	融資制度、優遇制度に基づく貸付や補助金等の交付	企業支援により産業の振興と雇用創出が促進される。 ・奨励企業新規指定に伴う増加雇用数	市内企業の設備投資に対する支援を行いながら雇用の増大を促す。(20人)	増加雇用数65人	市内企業の設備投資に対する支援を行いながら雇用の増大を促す。(20人)	増加雇用数85人	A:目標達成(100%以上)	増加雇用数は85人となり、目標である20人を上回った。	1:継続	-	市内企業の設備投資に対する支援を行いながら雇用の増大を促す。(50人)	産業立地課	
2 相談・支援体制の充実																
		29	中小企業者に融資などの支援を行い、経営基盤の安定化と雇用の維持を図ります。	制度融資等の実施	中小企業の経営基盤を安定させることにより雇用の維持が図られる。	制度融資資金の借換などを通じて、中小企業者が資金調達しやすい環境を提供する。	制度融資資金の借換82件、条件変更104件を実施し、中小企業者の資金調達に柔軟に対応したことで雇用の安定化に寄与した。	制度融資資金の借換、据置などを通じて、中小企業が資金調達しやすい環境を提供し雇用の安定化を促す。	制度融資資金の借換81件、条件変更87件を実施し、中小企業者の資金調達に柔軟に対応したことで雇用の安定化に寄与した。	A:目標達成(100%以上)	柔軟な制度運用を行うことで、中小企業者の資金調達に寄与したとともに、雇用安定化を推進した。	1:継続	-	制度融資資金の借換、据置などを通じて、中小企業が資金調達しやすい環境を提供し雇用の安定化を促す。	産業振興課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によっても たらされる成果や効果 を記入する。	H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標	No.					No.	No.	No.	No.	No.	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
												達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
			30	企業で働く技能労働者の職業 訓練を支援し、勤労者の技能 と地位の向上を図ります。	職業訓練施設の適正 な管理 若手技能者の育成支 援	訓練の場を提供する ことで企業で働く技能 労働者の技能向上が 図られる。	人材ハイスクールの 適正な管理を行い職 業訓練の場を提供す る。	職業訓練法人上越職業訓 練協会に人材ハイスク ールの管理・運営を委託し、 1,435人に認定職業訓練を 行った。	人材ハイスクールの適正な 管理を行い職業訓練の場を 提供する。	A:目 標達成 (100% 以上)	上越人材ハイスクールの 適切な管理運営を行い、 職業訓練の場を提供する ことで、技能労働者の技 能向上に資することがで きたため。	1:継 続	-	人材ハイスクールの適正 な管理を行い職業訓練の 場を提供する。	-	産業振興 課		

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け					H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標	No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施による成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
										達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
										達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
施策の 方向																
		31	母子家庭の母の主体的な能力開発を支援し、就労を促進します。	・自立支援教育訓練講座受講料の一部を給付	母子家庭の生活の安定と向上が図られる。	すべての対象者に受講希望の確認を行い、希望者に対して開設講座等の案内を送付する。	・対象者に自立支援教育訓練講座の受講希望の確認を行い、希望者に対して開設講座等の案内を送付するほか、就労の希望者が就職に結びつくよう、ハローワークと連携して自立支援プログラムを作成し、求職活動の支援を行った。	すべての対象者に受講希望の確認を行い、希望者に対して開設講座等の案内を送付するほか、就労の希望者が就職に結びつくよう、ハローワークと連携して自立支援プログラムを作成し、求職活動の支援を行った。	・すべての対象者に受講案内のチラシを配布した。(年3回) ・自立支援プログラムの作成件数 9件	A:目標達成(100%以上)	・これまで年2回だったチラシの配布回数を、児童扶養手当定期支払に同封することとして年3回に増やしたことで、受講を希望する方への周知が一層図られたため。	1:継続	-	すべての対象者に受講希望の確認を行い、希望者に対して開設講座等の案内を送付するほか、就労の希望者が就職に結びつくよう、ハローワークと連携して自立支援プログラムを作成し、求職活動の支援を行う。	自立支援教育訓練給付金の給付割合を、2割6割(ハローワークの雇用保険制度の給付金が対象外の人は2割上乘せ)に拡充する。(国の制度の拡充に伴う)	こども課
		32	生活保護の受給者や相談者の経済的自立に向けた就労支援を行います。	・就職情報の提供や面接時の対応支援	支援により保護受給世帯の中に稼働者がいる世帯の就労世帯率の向上が図られる。	生活保護の受給者や相談者に、就職情報の提供や面接時の対応支援を行う。	生活保護の受給者や相談者に就職情報の提供や面接時の対応支援等を行ったほか、就労意欲や生活能力が低いなどの課題を抱える被保護者に対して、意欲喚起を図るための健康づくり講座やパソコン教室等の支援事業を行った。	生活保護の受給者や相談者にも、就職情報の提供や面接時の対応支援等を行う。被保護世帯に占める稼働世帯の割合 15%以上	生活保護の受給者や相談者に就職情報の提供や面接時の対応支援等を行った。就労支援員との面談、就労支援計画の策定、見直し、再計画と、PDCAサイクルによる就労支援を行った結果、目標数値を達成することができた。(15%)	A:目標達成(100%以上)	-	1:継続	-	生活保護の受給者や相談者に、就職情報の提供や面接時の対応支援等を行う。被保護世帯に占める稼働世帯の割合を15%以上とする。	-	福祉課
		33	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が相互で行う援助活動を支援します。	・ファミリーサポートセンターの管理・運営	家庭と地域の子育て力の向上が図られる。	・事業周知の場を拡大するとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整する。	・民生委員・児童委員協議会や各種団体を対象に説明会を開催(年19回) ・保育園の保護者を対象に説明会を開催(年10回) ・公共施設に事業PRポスターの掲示 ・提供会員調整割合:100%	・事業周知の場を拡大するとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整する。	・民生委員・児童委員協議会や各種団体を対象に説明会を開催(年27回) ・保育園の保護者を対象に説明会を開催(年18回) ・公共施設に事業PRポスターの掲示 ・提供会員調整割合:100%	A:目標達成(100%以上)	・事業周知の場を拡大したことにより、提供会員数が前年比で40人増加したため。 ・依頼会員のニーズに対する提供会員を100%調整することができたため。	1:継続	-	・事業周知の場を拡大するとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整する。	-	こども課
		34	保育ニーズに応じて、児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施	仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう環境整備が図られる。	保護者の多様な保育ニーズに対応するため、早期保育を拡充するとともに、0・1歳児の途中入園について調整を図り待機児童をゼロにする。	・4月1日より全ての公立認可保育園で平日午前7時30分からの保育を実施した。 ・0・1歳児の途中入園については、保護者の希望を聞きながら調整を図り、54園で受け入れた。なお、途中入園を希望した0・1歳児の保護者235人のうち46人が育児休業を延長し、入園しないことになった。	年間を通じて待機児童が発生しないように保育士などの人材を確保する。	・保育が必要な子どもに対して、保育士を配置した。 ・5月と11月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施した。(参加者:10人)	A:目標達成(100%以上)	・待機児童数が0人であったため。 ・再就職セミナー参加者のうち、3人を採用につなげることができたため。	1:継続	-	・年間を通して待機児童が発生しないように保育士などの人材を確保する。	-	保育課
		35	集団保育や家庭保育を行うことが困難な病気の児童の保育を実施します。	・病気または病後回復期の児童の保育を実施	保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成が図られる。	病児・病後児保育室の利用申込に対して、100%受入れする。	利用申込数に対する受入れ率:100% 利用者数 病児保育室:2,872人 病後児保育室:834人	病児・病後児保育室の利用申込に対して、100%受入れする。	・利用申込に対して、100%受入れした ・制度を広く周知するため、こどもセンターのイベントでの紹介や、ポスターを子育てひろばや小児科等に掲示した。 利用者数 病児保育室:2,820人 病後児保育室:1,075人	A:目標達成(100%以上)	利用申込に対して、受入れを断ることがなかったため。	1:継続	-	・病児・病後児保育室の利用申込に対して、100%受入れする。	-	こども課
		36	放課後児童クラブの実施により、保護者の就労を支援します。	学校または近隣の施設で放課後児童クラブを実施する。	放課後児童クラブの実施により、保護者の就労を支援する。	放課後児童クラブの開設を希望する学区において、児童クラブまたは児童クラブに代わる方策により、放課後の子どもの居場所を確保する。	保護者から開設希望があった1校で新規開設した。通年登録希望者が10人未満のため長期休業のみの開設開設数47か所	放課後児童クラブの開設を希望する学区において、児童クラブまたは児童クラブに代わる方策により、放課後の子どもの居場所を確保する。	保護者から開設希望があった2校(諏訪、附属小)で新規開設を行った。開設数49校 通年登録児童数が10人未満の児童クラブを本年開設に移した。 学校外で開設していた児童クラブで学校内に余裕教室が確保できた1校について、学校内に移転開設した。	A:目標達成(100%以上)	保護者の要望に沿って、新規開設、学校内への移転等により児童の安全の確保や保護者の就労支援を図ることができた。	1:継続	-	学校外で開設している児童クラブについて、児童が安全に移動ができるよう学校と協議を行い開設場所を検討する。支援員・補助員資質向上のため、異事を行う研修会に計画的に参加する。	-	学校教育課

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間に おける事業実施によ ってもたらされる 成果や効果を記 入する。	H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標	No.			施策・事業	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行 うのかを具体的 に記入する。		【目標に関する 特記事項】 左記目標を設定 するにあたり、 平成27年度の実 施状況や今後の 方針、予定等を 踏まえ、事業内 容の拡充(充実) など基本方針へ の貢献度がより 高い取組となる 場合はその内容 を記入する。		
						達成状況	判断理由等	方向性	理由等							
誰もが健康に暮らせるまちづくり																
健康づくりの推進																
1 高齢者支援の充実																
		37	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	訪問時の啓発活動により、地域包括支援センターの認知度を高めるとともに、生活情報が収集できる。	要援護高齢者等へ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報発信する。	昨年度に引き続き65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の実態把握を実施。地域包括支援センター職員を対象とした研修会は年8回、疾病の理解や重症化予防のための内容のほか、介護保険制度改正や第6期介護保険事業計画について実施した。	高齢者のみ世帯や独居高齢者等へ積極的に訪問し、各種相談への対応や介護予防についての情報提供を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指す。	高齢者世帯等への訪問を積極的に実施し、支援が必要な人に対しては、関係機関への紹介やサービスの導入につなげた。地域包括ケアシステムの構築に向けた地域ケア会議の今後の方向性を検討した。	A:目標達成(100%以上)	高齢者世帯等への訪問を積極的に実施することができ、支援が必要な人に対しては、関係機関への紹介やサービスの導入につなげることができた。	1:継続	-	地域包括ケアシステムの構築に向け、委託事業内容を見直すと共に、地域包括支援センターの機能強化のための再配置について、再配置案をまとめる。	高齢者支援課	
		38	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	適切な保険給付を行うことにより、介護が必要になっても自立した生活を送ることができるようにする。	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行う。	ショートステイの空き状況検索システムの導入を行い、サービスが利用しやすくなるようにした。また、多職種による個別地域ケア会議を実施し、事例研究をとり、必要なサービスについて検討を行い、適正な給付につなげた。	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行う。	介護支援専門員や地域包括支援センター職員を対象に、要介護認定者のアセスメントの方法や適切なケアプラン立て方等についての研修会を行うとともに、ケアプランのチェックを行った。	A:目標達成(100%以上)	毎月のケアプランのチェックを通して、適切なサービスの提供につなげることができ、研修会を通し、適切なケアプランについての考え方の理解を得ることができた。	1:継続	-	地域包括支援センター毎に、介護支援専門員のケアプランチェックを行い、また資質向上に向けた研修会を実施する。	高齢者支援課	
		39	虚弱高齢者の閉じこもり予防及び介護予防を推進します。	・運動や口腔ケア等の指導と社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	訪問による日常生活の指導や支援により、閉じこもりと介護予防が推進できる。	介護予防に特化した高齢者地域サロンの実績の評価を行い、次年度以降の高齢者地域サロンの内容を見直し、全地域での実施を目指す。	訪問指導:対象者163人に対し、380回訪問を実施。訪問対象者に要介護認定へ移行した者は0人であり、移行率0%。 高齢者地域サロン事業は48会場で開催し、9,272人が参加した。次年度以降の国の介護保険制度改正を受け、全地域での実施に向けて、大湯区で更に介護予防に特化した内容での実施を試行的に行った。	・住民主体での実施を図る。 ・元気な高齢者の参加を図る。 ・住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくために介護予防にどのような取組が必要かを明確にできる。 ・参加者の要介護認定移行率が前期高齢者4.8%、後期高齢者38%以下である。	28か所の地域自治区において、1か所ずつ拠点施設を定め高齢者が気軽に集うことができる地域支え合い事業を展開した。13区においては住民組織、合併前上越市15区においては、住民組織化も含め社会福祉協議会への委託とした。	A:目標達成(100%以上)	目標どおり、28か所の地域自治区において、地域支え合い事業を展開することができた。合併前上越市においては、2地区において住民組織化を図ることができた。参加者の要介護移行率は目標以下であった。	1:継続	-	住民組織化の協議を進める地区:3地区 週3回、1日コースの事業展開を図る。	高齢者支援課	
		40	ひとり暮らし高齢者などにバランスのとれた食事を提供するとともに、定期的な安否確認を行うことにより、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援します。	・高齢者に配食サービスの提供	ひとり暮らし高齢者などが自立した生活を送ることができるようにする。	ひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を提供するとともに、定期的な安否確認を行う。	年間約73,000食を手渡しによる配食を行い、安否確認を行った。	ひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を提供するとともに、定期的な安否確認を行う。	年間約71,000食を手渡しによる配食を行い、安否確認を行った。	A:目標達成(100%以上)	予定通り配食による在宅福祉支援を行うことができた。また区におけるデイサービスが廃止された際には、当事業の利用により、在宅での生活自立を図ることができた。	2:実施方法等を変更	合併前上越市については、民間事業所が行っている配食とそれに付随した見守りサービスを積極的に活用する必要がある(事務事業の見直し)	・合併前上越市内については、民間移行が可能なかを検討し、早急に市の方針を決定する。 ・区における効率的な配食方法を検討する。	高齢者支援課	
		41	身近にあるこどもの家などを地域の高齢者に開放し、趣味活動やレクリエーション、交流の場としての生きがい活動を推進します。	・生活指導員等による交流支援と介護予防に関する情報の提供	交流の場を提供することにより、生きがい活動が推進できる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		42	高齢者にシニアバスポートを交付し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・62施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	公共施設の利用促進により、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送れる状態にする。	シニアバスポート事業を継続し延べ18万人以上の高齢者が利用している実績を踏まえ、高齢者の外出のきっかけや生きがいづくりに寄与する事業の在り方を検討する。	26年度は現行どおり実施 ・利用者数 188,907人	28年度からの見直しがスムーズにスタートできるよう市民に周知する。	27年度は現行どおり実施した。 ・利用者数 180,329人 28年度からの事業の見直しについて検討した。	A:目標達成(100%以上)	28年度からの事業の見直しを検討し、一部の事業所において独自の附加サービスを実施することとした。また、H28年6月から観光文化施設を対象外とすることとした。	1:継続	-	・事業の見直し内容について周知する。 ・独自サービスについて効果を検証し、事業継続を検討する。	高齢者支援課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け				H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標 No. 施策の方向	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間に おける事業実施によ ってもたらされる 成果や効果を記 入する。	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行 うのかを具体的 に記入する。	【目標に関する 特記事項】 左記目標を設定 するに当たり、平 成27年度の実施 状況や今後の方 針、予定等を踏 まえ、事業内容 の拡充(充実)な ど基本方針への 貢献度がより高 い取組となる場 合はその内容を 記入する。	
									達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
	43	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進を図られる。	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進を図る。	・シニアスポーツ大会 14地区において実施 ・シニアゲートボール大会 8地区において実施 ・シニア作品展 出展数：486点 来場者数：1,987人	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進を図る。	・シニアスポーツ大会 14地区において実施 ・シニアゲートボール大会 8地区において実施 ・シニア作品展 出展数：468点 来場者数：1,948人	A:目標達成(100%以上)	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進を図ることができた。	2:実施方法等を変更 老人クラブ連合会の組織強化を図り、段階的に市主催の事業から老人クラブ連合会の自主事業へ移行する。	・スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進を図る。 ・老人クラブ連合会の自主事業化に向け、関係機関と協議を行う。	高齢者支援課		
2 障害者支援の充実															
	44	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・介護・訓練等給付の実施 ・地域生活支援事業の実施	障害福祉サービスの拡充により、障害のある人が自立した地域生活を送ることができる状態にする。	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの利用に係る各給付費を支給し、障害のある人個々の希望や状況に応じて必要なサービスが利用できるようにする。	障害福祉サービスの申請や相談に対し、相談支援専門員と連携し、利用者の生活や障害の状況に合ったサービスの提供ができた。	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスの利用に係る各給付費を支給し、障害のある人個々の希望や状況に応じて必要なサービスが利用できるようにする。	国・県の制度に基づき、障害福祉サービスの提供を行うことができた。	A:目標達成(100%以上)	障害のある人個々の希望や状況に応じて必要な福祉サービスの提供を行うことができた。	1:継続	-	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの利用に係る各種給付費を支給し、障害のある人個々の希望や状況に応じて必要なサービスが利用できるようにする。	福祉課	
	45	障害のある人とその家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。	・年間1回予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応	健康診査を実施することにより、障害のある人とその家族が健康な生活を送れる環境が整備される。	検診を希望する障害のある人とその家族が年に1回の健康チェックを受けることができる。(希望者の100%受診)	障害のある人とその家族が健康な生活を送ることができた。	検診を希望する障害のある人とその家族が年に1回の健康チェックを受けることができる。(希望者の100%受診)	・障害のある人の健康を実施 平成27年8月4日 ・送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・116人の受診があった。	A:目標達成(100%以上)	障害者健康診査に申込みのあった人について100%受診した。	1:継続	-	障害者の方からより多く受診してもらうようホームページでの周知を行う。	健康づくり推進課	
	46	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	心身に障害のある人に適切な支援(助成・手当の支給)を行うことで、経済的負担を軽減する。	医療費の助成や手当の支給により、障害のある人の経済的負担を軽減する。	国・県の制度に基づき、医療費の助成及び手当の支給を行うことができた。	医療費の助成や手当の支給により、障害のある人の経済的負担を軽減する。	国・県の制度に基づき、医療費の助成及び手当の支給を行うことができた。	A:目標達成(100%以上)	障害のある人に医療費の助成や手当の支給を行い、経済的負担を軽減することができた。	1:継続	-	医療費の助成や手当の支給により、障害のある人の経済的負担を軽減する。	福祉課	
	47	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	障害のある人の日常生活上の困難を改善する。	日常生活を快適に過ごすため、障害のある人に日常生活用具等を給付する。	国等の制度に基づき、助成を行うことができた。	日常生活を快適に過ごすため、障害のある人に日常生活用具等を給付する。	国等の制度に基づき、助成を行うことができた。	A:目標達成(100%以上)	日常生活用具・補装具の給付を行い、障害のある人の日常生活上の困難を改善できた。	1:継続	-	日常生活用具・補装具の給付を行い、障害のある人の日常生活上の困難を改善する。	福祉課	
	48	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしましょう。家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等をお持ちの方や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	公共施設の利用促進により、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送ることができる状態にする。	対象者に制度の周知を図り、障害のある人の外出のきっかけとしてもらう。	「障害者週間」記念事業として公共施設の2日間無料開放を実施した。	対象者に制度の周知を図り、障害のある人の外出のきっかけとしてもらう。	「障害者週間」記念事業として公共施設の2日間無料開放を実施した。	A:目標達成(100%以上)	「障害者週間」記念事業実施期間中、多くの方が施設を利用し、障害のある人の外出支援のきっかけづくりとなった。	1:継続	-	対象者に制度の周知を図り、障害のある人の外出のきっかけとしてもらう。	福祉課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			H26年度(参考)	H27年度				H28年度		担当課名							
基本方針	基本目標	No.		施策・事業	実施の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標	目標	取組状況 (実績)	目標		取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。
												達成 状況	判断理由等	方向性	理由等		
3 子育て支援の充実																	
		49	子どもの虐待を予防するとともに、対応を図るため、連絡・相談体制の充実を図ります。	子どもの虐待の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流) ・要保護児童対策地域協議会の運営	親の育児不安や負担感の軽減が図られるとともに、子どもの健やかな成長が促進される。	虐待の通報や心配なケースとして情報が寄せられた場合に、早期かつ適切に対応できるよう、庁内組織連携のシステムを構築する。 ・保護者が抱える多様な相談に的確に対応できるよう、家庭相談員の研修機会を増やし、相談員の資質向上を図る。	家庭相談員の研修会参加数 ・8回/年 要保護児童対策地域協議会年間開催数 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 17回 ・個別ケース会議 112回	虐待の通報や心配なケースとして情報が寄せられた場合に、早期かつ適切に対応できるよう、庁内組織連携のシステムを構築する。 ・保護者が抱える多様な相談に的確に対応できるよう、家庭相談員の研修機会を増やし、相談員の資質向上を図る。	相談対応実績 857件 要保護児童対策地域協議会年間開催数 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 17回 ・個別ケース会議 135回 家庭相談員の研修会参加数 ・3回/年	A:目標達成(100%以上)	専門職及び家庭相談員2名による子育て不安の解消や負担感の軽減を図るとともに、関係機関と連携体制を構築しながら、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ることができた。 ・家庭相談員が研修機会を逃すことなく参加することで、資質の向上に努めることができた。	1:継続	-	関係機関と連携し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期かつ適切に対応する。 ・保護者が抱える多様な相談に的確に対応できるよう、家庭相談員の研修機会を逃さず参加し、相談員の資質向上を図る。	-	すこやかな暮らし支援室	
		50	安心して妊娠・出産を迎える支援をするとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	妊婦一般健康診査 公費負担 乳幼児健康診査 妊婦、産婦、新生児への訪問指導 未熟児訪問指導	妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導を通して、こどもの育ちを支援し、健やかな成長発達を目指す。 (出生児の全数を訪問することを旨とし、乳幼児健診受診率96.6%)	妊婦・乳幼児の適切な時期に健康診査、訪問指導を行い、乳幼児の健やかな成長発達を目指す。 (出生児の全数を訪問することを旨とし、乳幼児健診受診率98.4%)	妊婦・乳幼児の適切な時期に健康診査、訪問指導を行い、乳幼児の健やかな成長発達を目指す。 (出生児の全数を訪問することを旨とし、乳幼児健診受診率98%以上を維持する)	出生児の訪問率 98.8% 乳幼児健診受診率 98.4%	出生児の訪問率 99.0% 乳幼児健診受診率 97.3%	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	里帰りや長期入院等を除く家庭について、訪問指導を実施した。 乳幼児健診の受診率は昨年度を下回ったが、適切な時期に健診を実施することができた。	1:継続	-	妊婦・乳幼児の適切な時期に健康診査、訪問指導を行い、乳幼児の健やかな成長発達を目指す。 (出生児の全数を訪問することを旨とし、乳幼児健診受診率98%以上を維持する)	-	健康づくり推進課	
		51	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	各種予防接種の実施	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施することにより、感染の恐れがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率78.7%	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率85.02%	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	平均予防接種率が目標値を下回っているため、ただし、水痘の接種率が改善されたことから、平成26年度の平均接種率を上回った。	1:継続	-	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	-	健康づくり推進課	
		52	幼児期における歯質の向上を図るため、歯の衛生に関する診察や相談、周知、啓発に取り組めます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	定期的な診察と指導による虫歯及び歯周疾患を予防。	乳幼児健診を受診した子ども全員に歯科医師による診察、相談、ブラッシング指導、および歯の衛生に関する周知・啓発を行う。 (参加者全員:100%実施)	乳幼児健診を受診した子ども全員に歯科医師による診察、相談、ブラッシング指導、および歯の衛生に関する周知・啓発を行う。 (参加者全員:100%実施)	実施率 100%	乳幼児健診を受診した子ども全員に対して歯科健診を実施。 ・実施率100%	A:目標達成(100%以上)	幼児健診を受診した子ども全員に対して、歯科健診やブラッシング指導等を行うことにより、歯科保健の向上につながった。	1:継続	-	引き続き幼児期の歯科保健事業を推進する。 ・平成28年度から妊婦とその配偶者に対して、医療機関委託の歯科健診を行い、妊娠前から歯科保健の取組を推進する。	-	健康づくり推進課	
		53	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	保護者がこどもの育ちについて学習することにより、乳幼児期の生活習慣が確立され、健やかな成長発達につながる。	乳幼児期の生活習慣の確立(健康学習の場 150回)	乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習 開催回数 205回	乳幼児期の生活習慣の確立(健康学習の場 150回)	乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習 開催回数 220回	A:目標達成(100%以上)	1歳児健診において、生活リズムや食生活についての集団学習を追加したことにより、目標を上回る実績となった。	1:継続	-	乳幼児期の生活習慣の確立(健康学習の場 200回以上)	-	健康づくり推進課	
		54	各種手当の支給や医療費の助成事業などにより子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。	・妊産婦・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・子育てジョイカード事業の推進 ・児童手当の支給 ・児童扶養手当の支給	子育て世帯に対する経済的負担の軽減が図られる。	・妊産婦・子ども医療費助成の制度を知らない人からの苦情をゼロとする。 ・積極的な事業周知を行い、子育てジョイカード事業の新規協賛店舗数を5店舗以上とする。	・医療費助成や各種手当の給付に関して、新規対象者への申請漏れがないよう、市民課や各総合事務所と連携し周知するとともに、申請のない人に個別に案内を行った。 ・広報上越に子育てジョイカード事業の協賛店舗募集の記事を掲載。 ・子育てジョイカード事業の新規協賛店舗数:13件	・妊産婦・子ども医療費助成、児童手当については、市民課窓口との連携及び住民異動リストをもとに、未申請者に対し申請を促し、申請漏れがないようにする。 ・積極的な事業周知を行い、子育てジョイカード事業の新規協賛店舗数を5店舗以上とする。	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越に子育てジョイカード事業の協賛店舗募集の記事を掲載した。 ・子育てジョイカード事業の新規協賛店舗数:11件	A:目標達成(100%以上)	市民課窓口との連携及び住民異動リストの確認の結果、申請漏れがなかった。 ・子育てジョイカード事業の新規協賛店舗数の目標を達成することができたため。	1:継続	-	(健康学習の場 150回)	-	こども課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け		No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によっても たらされる成果や効果 を記入する。	H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名				
基本方針	基本目標					達成状況 (担当課等による評価)	今後の方向性	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成 状況	判断理由等		方向性	理由等	目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。
		55	出産や育児に関する様々な不安や負担を軽減するため、相談・支援体制の充実を図ります。	・ババママ教室 ・子育て、女性、思春期相談	保護者が安心して妊娠・出産・育児にのぞめる。	初産婦のすくすく赤ちゃんセミナー参加率 80%以上	初産婦のすくすく赤ちゃんセミナー参加率 62.8%	初産婦のすくすく赤ちゃんセミナー参加率 80%以上	初産婦のすくすく赤ちゃんセミナー参加率 72.0%	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	昨年度を上回る参加率となった。	1:継続	-	初産婦のすくすく赤ちゃんセミナー参加率 80%以上	健康づくり推進課			
		56	保育園に通園する子どもの保護者の不安や悩みを解消するため、各保育園で面談・相談を実施します。	・面談・相談の実施	多様化する保育ニーズのため、保護者の子育ての不安や悩み、また保護者自身の悩みを聞き入れ共有しながら、適切に対応することで保護者への心の負担を軽減し安心感が図られる	保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	保護者からの相談に対する面談率:100%	保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	保護者からの相談に対する面談率:100%	A:目標達成(100%以上)	保護者からの相談に対する面談を100%実施できたため。	1:継続	-	保護者からの相談に対する面談を100%実施する。	こども課			
		57	こどもセンターを開設し、家庭で子育てをしている保護者や乳幼児に対し遊びや学びの場を提供するほか、子育て相談や子育て情報の提供を行います。	・こどもセンターの運営	子育て世帯の育児不安や負担感の軽減が図られる。	これまでの講座に加え、転入者や初めて子育てをする人を対象とした講座と利用者支援事業をPRする講座を各1回実施する。	転入者や初めて子育てをする人を対象とした講座(参加者数88人)、利用者支援事業をPRする講座(参加者数37人)を各1回実施した。	これまでの講座に加え、子どもを預かることについての学習や体験の場を提供し、各種イベントで子どもを保育するボランティアを養成する講座(参加者数92人)、13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、浦川原区、柿崎区、板倉区を会場に子育て応援講座(参加者数30人)を各1回実施した。	子どもを預かることについての学習や体験の場を提供し、各種イベントで子どもを保育するボランティアを養成する講座(参加者数92人)、13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、浦川原区、柿崎区、板倉区を会場に子育て応援講座(参加者数30人)を各1回実施した。	A:目標達成(100%以上)	各講座を実施できたため。	1:継続	-	これまでの講座に加え、初めて子育てをする保護者を対象とした親支援講座を年1回(全4回の連続講座)実施する。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、安塚区、三和区、大潟区を会場を会場に各1回子育て応援講座を実施する。	こども課			
		58	子育て支援サイトを通じて子育てバリアフリー施設の周知を含めた子育て関連情報を提供し、子育てしやすい環境を整備します。	・子育て支援サイトの運用	子どもたちのためのよりよい環境づくりを進めることができる。	子育てに関する課等と連携し、各課のイベント等も含めた子育て関連情報を毎月2回掲載更新する。	子育て関連情報を毎月2回以上更新した。 更新件数:1,243件 うち関係課からの情報提供による更新件数:662件	・利用者が得たい情報をスムーズに取得できるようホームページの改修を行う。 ・子育てに関する課等と連携し、各課のイベント等も含めた子育て関連情報を掲載する。	子育て関連情報を毎月2回以上更新した。 更新件数:697件 うち関係課からの情報提供による更新件数:557件	A:目標達成(100%以上)	・子育てに関する課等と連携し、子育て関連情報を毎月2回以上更新することができたため。	1:継続	-	・子育てに関する課等と連携し、各課のイベント等も含めた子育て関連情報を毎月2回掲載更新する。	こども課			
4 誰もが健康に暮らすための支援の充実																		
		59	健康診査日程や健康関連情報を市広報やホームページに掲載するとともに、健康診査カレンダーを配布します。	・健康診査カレンダーの全戸配布 ・広報及びホームページへの健康診査日程等の掲載	市民への健康に関する情報のタイムリーな提供が行われている状態	・健康診査カレンダー全戸配布 ・健康診査スケジュールを前月の広報上越お知らせ版へ掲載	・健康診査カレンダー全戸配布 ・施設健康スケジュールを広報上越お知らせ版へ掲載 12回	・健康診査カレンダー全戸配布 ・健康診査スケジュールを前月の広報上越お知らせ版へ掲載	健康診査日程や健康関連情報を市広報やホームページに掲載し、健康診査カレンダーを配布した。	A:目標達成(100%以上)	計画通り健康診査カレンダーの配布と、お知らせ版での周知が図られた。	1:継続	-	健康診査カレンダーの全戸配布と広報への掲載により周知を図る。	健康づくり推進課			
		60	町内会や自主グループ等の団体に講師を派遣し、健康に関する知識や情報を提供します。	・出前講座の実施	生涯を通じた健康づくりの支援	・生涯を通じた健康づくりを支援するための講座を開催する(開催回数 400回)	・生涯を通じた健康づくりを支援するための講座を開催した(開催回数258回)	・生涯を通じた健康づくりを支援するための講座を開催する(開催回数 400回)	生涯を通じた健康づくりを支援するための講座を開催した(開催回数 400回)	A:目標達成(100%以上)	目標実施回数は達成することができ、広く市民に健康に関する知識や情報を提供することができた。	1:継続	-	・生涯を通じた健康づくりを支援するための講座を開催する(開催回数 400回)	健康づくり推進課			

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け				H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名				
基本方針	基本目標	No.	施策・事業	H26年度(参考)	H27年度	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するにあたり、平成27年度の実施状況や今後の方針、予定等を踏まえ、事業内容の拡充(充実)など基本方針への貢献度がより高い取組となる場合はその内容を記入する。					
						目標	取組状況(実績)	目標	取組状況(実績)				達成状況	判断理由等	方向性	理由等
		61	必要な医療情報を収集し、多くの媒体を使って市民にタイムリーに周知します。	市民に対し、感染症等に関する情報提供を行うことにより、感染症や疾病を予防し、公衆衛生の向上を図ることができる。	インフルエンザ等感染症に関する情報を、FM放送やホームページ等により、流行期に適切に周知することができた。	適切な時期に適切な内容の情報提供を行う	インフルエンザ等感染症に関する情報を、FM放送やホームページ等により、流行期に適切に周知することができた。	A:目標達成(100%以上)	感染症関連情報の提供により、広く周知を図ることができ、感染症予防の観点から公衆衛生の向上を図ることができた。	1:継続	-	適切な時期に適切な内容の情報提供を行う	健康づくり推進課			
		62	健康寿命の延伸と質の高い満足を目的とし、生涯にわたる健康づくりを支援する保健活動を展開します。	市民自らが自己の健康課題に気付き生活習慣を改善することにより、生活習慣病の発症及び重症化を予防する。 ・地域の健康課題に沿った活動を自主的に計画・実施できる。 ・自殺に関する相談者が関係機関窓口につながり、解決が図られる。	生活習慣病予防講座参加者の改善率は67.5%。 ・健診結果説明会参加率は77.9%。 ・自殺予防研修会の開催や「気づき・傾聴・つなぐ・見守り」体制づくりを推進することにより、自殺予防を支援する基盤づくりを進めた。 ・この健康サポートセンター相談件数281件	生活習慣病予防講座参加者の改善率80% ・健診結果説明会参加率80%維持 ・自殺に関する相談者が関係機関窓口につながり、解決が図られるよう支援する	生活習慣病予防講座の維持・改善率63.1% (糖負荷検査59.5%・腎臓を守るための学習会66.6%) ・結果説明会380回、参加者数19,200人 ・結果説明会参加率は85.0% ・この健康サポートセンター相談件数221件	A:目標達成(100%以上)	継続的な講座と説明会の開催実施により、参加率は増加し、改善率は概ね前年度並みを維持することができた。 ・自殺のハイリスク者に対して、適切な関係機関へつなぐことができた。	1:継続	-	生活習慣病予防講座参加者の改善率80% ・健診結果説明会参加率80%維持(結果説明会予定回数380回、参加予定数19,500人以上) ・自殺に関する相談者が関係機関窓口につながり、解決が図られるよう支援する	健康づくり推進課			
		63	生活習慣病やその予備群の人が自らの健康状態を自覚し、改善策を身につけ、将来病気になるたり重症化することを予防するための行動ができるように、家庭訪問によって支援します。	生活習慣改善のための訪問指導に重点を置き、対象者の検査数値の改善を図る。	訪問指導件数5,790件	生活習慣改善のための訪問指導に重点を置き、訪問指導を行った ・訪問指導件数6,571件	訪問対象者から、目標とする訪問指導件数7,050件	A:目標達成(100%以上)	訪問すべき対象者広く訪問指導を行うことができた。	1:継続	-	訪問対象者から、目標とする訪問指導件数7,990件	健康づくり推進課			
医療体制の充実																
1 救急医療体制等の充実																
		64	平日夜間や休日などにおける急患患者に対して、応急的な診療を行います。	診療時間外における医療不安を軽減し、地域における救急医療体制の充実を図る。	年間を通じた時間外診療の提供(診療所開設日数:365日)	年間を通じた時間外診療の提供(診療所開設日数:365日)	年間を通じた時間外診療の提供(診療所開設日数:365日)	A:目標達成(100%以上)	平日夜間や休日における急患患者に対して、応急的な診療を行い、市民の安全・安心を確保できた。	1:継続	-	年間を通じた時間外診療の提供(診療所開設日数:365日)	健康づくり推進課(地域医療推進室)			
2 中山間地における医療の推進																
		65	牧・くろかわ・吉川・清里・安塚・大島・清里歯科・中ノ俣・寺野診療所の存続を図り、地域住民が健康で安心して生活ができるよう支援します。	各診療所の開設常設診療所7施設出張診療所2施設	各地域における医療不安の軽減し安全・安心を確保する。	各地域における医療不安の解消及び安全・安心の確保(診療所開設数:9施設)	各地域における医療不安の解消及び安全・安心の確保(診療所開設数:8施設)	A:目標達成(100%以上)	各診療所の開設により、地域における医療不安の解消及び安全・安心の確保が図られた。	1:継続	-	各地域における医療不安の解消及び安全・安心の確保(診療所開設数:8施設)	健康づくり推進課(地域医療推進室)			
		66	中山間地の患者を医療機関へ輸送することにより、医療への不安を解消します。	無医地区における医療不安を軽減し安全・安心を確保する。	無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を継続して運行(患者輸送車運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～土)	無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を継続して運行(患者輸送車運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～土)	無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を継続して運行(患者輸送車運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～土)	A:目標達成(100%以上)	患者輸送車の運行により、無医地区における医療不安を軽減し、市民の安全・安心を確保できた。	3:縮小	吉川区地域バス運行について、土曜日は吉川診療所は休診日であり、利用者も少ないことから、土曜日の運行を休止する。	無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を継続して運行(患者輸送車運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	健康づくり推進課(地域医療推進室)			

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け				H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名				
基本方針	基本目標	No.	施策・事業	実施・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施による効果 もたらされる成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)			今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。
										達成状況	判断理由等		方向性	理由等		
										達成状況	判断理由等		方向性	理由等		
施策の方向																
誰もが参加するまちづくり																
すべての人の社会参加の推進																
1 男女共同参画社会の推進																
	67	各種事業を実施し、男女共同参画社会の推進に向けた、市民の意識啓発を図ります。	情報紙の発行 各種啓発講座の実施	男女共同参画の考えを普及することで、男女共同参画社会への実現の推進が図られる。	男女共同参画の啓発及び、取組の紹介の一環として、男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつ」を年4回発行した。 男女共同参画社会の実現に向けて効果的な内容となるよう、センター講座及びミニ座談会を11講座延べ13回開催した。	男女共同参画の啓発や市の取組に関する紹介を行う情報紙を年4回発行する。 男女共同参画社会の実現に向けて効果的な内容となるよう、センター講座を年7回開催する。	男女共同参画の啓発及び、取組の紹介の一環として、男女共同参画情報紙「ウイズじょうえつ」を年4回発行した。 男女共同参画社会の実現に向けて効果的な内容となるよう、センター講座を8講座延べ12回開催した。	A:目標達成(100%以上)	情報紙は、センターが素案を作成し、センター登録団体との懇談会で内容の協議及びチェックを行うことにより、双方の長所を生かした紙面づくりができたため、身近なところから、男女共同参画について知ってもらったための啓発講座を開催することで、市民に対し男女共同参画の意義を周知することができた。	1:継続	-	男女共同参画の啓発や市の取組に関する紹介を行う情報紙を年4回発行する。 男女共同参画社会の実現に向けて効果的な内容となる講座を年7回開催する。	-	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)		
	68	男女共同参画推進センターを運営し、男女共同参画の促進に関する市民活動を支援します。	男女共同参画推進センターの運営	拠点施設である男女共同参画推進センターを中心に、男女共同参画の促進に関する活発な市民活動の推進が図られる。	センター登録団体との懇談会を4回開催した。第1部でセンター事業企画(案)、第2部でセンター運営の充実について意見交換を行った。また、懇談会とは別に第2次男女共同参画基本計画改訂に向けた意見交換会を延べ2回開催した。	男女共同参画推進センター登録団体との懇談会を開催し、センター運営の充実について意見交換を年1回開催する。	センター登録団体との懇談会を4回開催した。第1部でセンター事業企画(案)、第2部でセンター運営の充実及び、関係者との効果的な連携方法等について意見交換を行った。	A:目標達成(100%以上)	懇談会では、男女共同参画について専門的な観点から実践している立場から、現状や課題等について、別の視点での意見や、アドバイスを受けることができたため。	1:継続	-	男女共同参画推進センター登録団体との懇談会を開催し、センター運営の充実について意見交換を年1回開催する。	-	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)		
	69	男女共同参画社会の実現を目指し活動する市民団体のノウハウを生かした啓発事業を推進します。	男女共同参画活動等補助金の交付 男女共同参画推進センター講座の実施委託	団体がもつ専門性やネットワークを生かした事業実施をすることで、男女共同参画についての意識の醸成が効果的に図られる。	第2次男女共同参画基本計画に基づく事業を、男女共同参画推進センター登録団体に委託し、団体がもつ専門性やネットワークを生かした事業を2回実施する。	団体の持つネットワークなどを生かしながら、参加数の増加が図られ(H24 142人 H25 299人)広く男女共同参画の普及啓発に資することが出来たため。	第2次男女共同参画基本計画に基づく事業を、男女共同参画推進センター登録団体に委託し、団体がもつ専門性やネットワークを生かした事業を2回実施する。	A:目標達成(100%以上)	委託講座については団体の持つネットワークを生かしたり、幅広い講座内容であったことから、参加数の増加が図られ(H26 222人 H25 303人)広く男女共同参画の普及啓発に資することが出来たため。	1:継続	-	第2次男女共同参画基本計画に基づく事業を、男女共同参画推進センター登録団体に委託し、団体がもつ専門性やネットワークを生かした事業を2回実施する。	-	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)		
2 障害者の社会参加の推進																
	70	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	タクシー利用料金等の助成 リフト付福祉バス・乗用車の運行 福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 自動車の改造費用、免許取得費用の助成	障害のある人の社会参加を促進することができる。	障害のある人の外出を支援し、外出の機会を増やす。 5,910人 通所交通費助成件数 2,215件(延) 福祉バス利用者数 7,313人 福祉バス稼働日数 373日(対前年度費5日増)	障害のある人の外出を支援し、外出の機会を増やす。 6,363人 通所交通費助成件数 2,342件(延) 福祉バス利用者数 7,455人 福祉バス稼働日数 392日(対前年度19日増)	A:目標達成(100%以上)	利用者数等が増加していることから、外出の機会を増やすことにつながっている。	1:継続	-	タクシー券や燃料費等の助成を行うことにより、障害のある人の外出の機会を増やす。	-	福祉課			
	71	手話奉仕員などの派遣や養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	手話奉仕員等の養成及び派遣	聴覚に障害のある人の社会参加を促進することができる。	養成講座の内容を見直し、ニーズに応じられる奉仕員を1名以上増やす。	養成講座の内容を見直し、ニーズに応じられる奉仕員を1名以上増やす。	A:目標達成(100%以上)	手話奉仕員の養成講座の実施や派遣事業を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進できた。	手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣件数が増加した。手話奉仕員数を1名増やすことができた。(手話奉仕員数15名)	1:継続	-	養成講座の内容を見直し、ニーズに応じられる奉仕員を1名以上増やす。	-	福祉課		
3 高齢者の社会参加の推進																
	72	高齢者の福祉の増進と能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援するため、シルバー人材センターに補助金を交付します。	シルバー人材センターへの補助金の交付	高齢者の福祉の増進と能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援する。	補助金を交付することにより、60歳を超える健康で働く意欲がある高齢者に、臨時的かつ短期的に就業機会を提供し、高齢者の福祉の増進と能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援する。 補助金交付額 17,801,000円	補助金を交付することにより、60歳を超える健康で働く意欲がある高齢者に、臨時的かつ短期的に就業機会を提供し、高齢者の福祉の増進と能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援する。 補助金交付額 17,801,000円	A:目標達成(100%以上)	シルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者の就業機会を確保し、生きがいと健康づくりに寄与した。	1:継続	-	補助金を交付することにより、60歳を超える健康で働く意欲がある高齢者に、臨時的かつ短期的に就業機会を提供し、高齢者の福祉の増進と能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援する。	-	高齢者支援課			

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け				H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標 No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によっても たらされる成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
									達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
									達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
施策の 方向															
	73	高齢者の地域における福利活動や健康増進活動、教養講座などへの積極的な参加を促すとともに、高齢者相互の交流の場を提供します。	・老人クラブへの助成金の交付	高齢者が健康を保持し、仲間同士の活発な交流と生きがいの推進が図られる。	高齢者の地域における福利活動や健康増進活動及び教養講座等への積極的な参加を促すほか、高齢者相互の交流を深める。	単位老人クラブ補助金 交付決定額18,603,446円 老人クラブ連合会連絡協議会補助金 交付決定額7,929,740円 老人クラブ連合会連絡協議会事務費補助金 交付決定額200,000円	高齢者の地域における福利活動や健康増進活動及び教養講座等への積極的な参加を促すほか、高齢者相互の交流を深める。	・単位老人クラブ補助金 交付額18,060,500円 ・老人クラブ連合会連絡協議会補助金 交付額7,776,510円 ・老人クラブ連合会連絡協議会事務費補助金 交付額200,000円	A:目標達成(100%以上)	老人クラブの活動を支援することで、地域活動や健康増進活動及び教養講座等への参加を促し、高齢者相互の交流を深めることができた。	1:継続	-	高齢者の地域における福利活動や健康増進活動及び教養講座等への積極的な参加を促すほか、高齢者相互の交流を深める。	高齢者支援課	
	74	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供	高齢者の生きがいづくりと活発な世代間交流が深まる。	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供する。	入館者数 ・本町ふれあい館 13,432人 ・直江津ふれあい館 3,441人	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供する。	入館者数 ・本町ふれあい館 13,965人 ・直江津ふれあい館 3,464人	A:目標達成(100%以上)	創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいづくりに寄与した。	2:実施方法等を変更	施設が老朽化していることから、本町ふれあい館の機能を平成28年度末までに周辺施設へ移転する。	・高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供する。 ・本町ふれあい館の機能を周辺施設に移転する。	高齢者支援課	
4 外国人の社会参加の推進															
	75	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	日本語でコミュニケーションがとれることで、外国人が社会参加できるようになる。	日本語でコミュニケーションをとりやすい外国人に対し、日本語学習機会を提供する。	市内2会場において、火曜(夜間)、水曜・金曜・土曜(午前)に講座を開催(年間90回)した。	日本語でコミュニケーションをとりやすい外国人に対し、日本語学習機会を提供する。	市民プラザを会場に火曜(夜間)、水曜・金曜・土曜(午前)に講座を開催(年間88回)した。	A:目標達成(100%以上)	外国人市民の生活に合わせた講座時間の設定やレベルに応じた指導を行ったほか、災害時の行動や言葉を学習する時間を設けるなど、受講者のニーズにきめ細かく対応できたため。	1:継続	-	日本語でコミュニケーションをとりやすい外国人に対し、日本語学習機会を提供する。	共生まちづくり課	
5 まちづくりに参加しやすくするための環境整備															
	76	地域協議会の活動を通じて、地域住民の意見を市政に反映させ、市民主体のまちづくりを推進します。	・地域協議会の開催 ・地域協議会だよりの発行	・地域協議会だよりに適切な情報提供を行い、地域協議会の認知度を高める。 ・H26年度に50%の認知度を目標とする。	地域協議会の認知度を50%とする。	・地域協議会だよりの発行(区平均3.2回)等により、地域住民への情報提供を行った。 ・地域活動支援事業を通じて地域協議会の制度の周知を図った。	地域協議会の認知度を50%とする。	・地域協議会だよりの発行(区平均3.4回)等により、地域住民への情報提供を行った。 ・地域活動支援事業を通じて地域協議会の制度の周知を図った。 ・H28.4の地域協議会委員の改選にあわせて、広報上越への特集記事の掲載や市民活動団体への公募の案内など、地域協議会のPRに努めた。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	認知度調査を行わなかったため、明確な数値は分からないが、地域協議会委員の改選に向けた取組を進め、委員への応募者が前回(H24)よりも増加したことから、関心の高まりを感じた。	1:継続	-	地域協議会の認知度を50%とする。	自治・地域振興課	
	77	まちづくりに対する市民意識の高揚を図るとともに、まちづくりのリーダーとなる市民の育成を図ります。	・市民活動団体との協働によるまちづくり市民大学の運営	市民の新しいまちづくりの気運の醸成とまちづくりリーダーの人材育成が図られる。	-	市民大学OB会がまちづくりのリーダーや担い手となる多様な人材を育成するノウハウを十分に蓄積されていることから、平成26年度から自主運営に移行し、29人が受講した。	-	市民大学OB会がまちづくりのリーダーや担い手となる多様な人材を育成するノウハウを十分に蓄積されていることから、平成26年度から自主運営に移行し、平成28年度は21人が受講した。	A:目標達成(100%以上)	まちづくりに意欲ある参加者21名中、18名が修了し、今後もまちづくりに積極的に参加する、さらに深く学習するとの意見が多かったため。	1:継続	-	まちづくりに意欲ある市民が参加できるよう、まちづくり市民大学の運営を支援する。	共生まちづくり課	
	78	誰もが気軽に参加でき、楽しめる観光イベントを実施します。	・誰もが気軽に参加でき、楽しめる観光イベントを実施する。	誰もが参加しやすく、誰もが楽しめるイベントが創出されている状態	イベントの参加を促し、多くの方から参加いただけるような観光イベント情報を広く提供する。	ホームページへのイベントカレンダーの掲載やイベントページの作成などを行った。 平成26年度観光イベントの入込数は前年度比4%増加。 観覧会、上越まつり、はすまつり、謙信公祭、レルヒ祭、上越菊まつり 入込数 24年度1,712,452人 25年度1,984,370人 26年度2,058,600人	イベントの参加を促し、多くの方から参加いただけるような観光イベント情報を広く提供する。	イベント特設サイトの作成を行うなどインターネットでの情報発信、県外への観光誘客キャンペーン等を積極的に行った。 平成27年度観光イベントの入込数は前年度比5%増加。 観覧会、上越まつり、はすまつり、謙信公祭、レルヒ祭、上越菊まつり 入込数 25年度1,984,370人 26年度2,058,600人 27年度2,158,224人	A:目標達成(100%以上)	北陸新幹線開業を絡めた観光誘客に努めるなど、積極的なPR活動を行った結果、観光イベントにおいては過去最高の入込数を記録した。	1:継続	-	イベントの参加を促し、多くの方から参加いただけるような観光イベント情報を広く提供する。	観光振興課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標	No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によって もたらされる成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
								達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
施策の 方向														
		79	住民による地域づくり活動や 交流の拠点となるコミュニティ プラザを整備します。	・コミュニティプラザ整備	13区すべてのコミュニ ティプラザについて整 備と供用が済んでい る状態とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報サービスの充実														
1 広報・公聴活動の充実														
		80	広報上越やホームページなど の各種媒体を通じて、市民に 行政情報をより的確に分かり やすく提供します。	・広報上越発行(年23 回) ・市ホームページ運用 ・コミュニティFM放送等 の媒体を通じた情報提供 ・報道機関への情報提供 (随時)	市民が行政情報を得 やすい状態になること で、開かれた市政の 推進と市政に対する 理解が深まる。	各種広報媒体の特 長を生かしながら、 行政情報を的確にわ かりやすく発信する。	・広報紙は、平成25年度に 続き年2回(8月1日号、11 月1日号)、ユニバーサル デザインに配慮した紙面 づくりに取り組んだ。 ・ホームページは、アクセ シビリティ方針に基づき、 全ページをチェックし必要 な修正を行った。 ・FM放送では、水難事故 やクマ出没、特殊詐欺など への注意喚起など、タイ ムリーな情報提供を行った。	各種広報媒体の特長をい かしながら、行政情報を的確に わかりやすく発信する。	・広報紙は、平成26年度に 続き年2回(8月1日号、2月1 日号)、ユニバーサルデザ インに配慮した紙面づくりに 取り組んだ。 ・ホームページは、機器の更 新にあわせ、読み上げ機能 を改善するとともに、アクセ シビリティ方針に基づき、 全ページをチェックし必要 な修正を行った。 ・FM放送では、交通事故や クマ出没、インフルエンザ流 行などへの注意喚起など、 タイムリーな情報提供を行 った。	A:目 標達成 (100% 以上)	・広報紙では、8月1日号 のユニバーサルデザイン による編集の取組が県の 広報コンクールで評価さ れ、県知事賞を受賞し た。 ・平成27年7月に実施した 市政モニターアンケートで は、ホームページが「使 いやすい、どちらかとい うと使いやすい」との回答 割合が32.4%となり、前回 調査(平成25年10月、 30.4%)に比べて2.0ポ イント増加した。	1:継 続	各種広報媒体の特長をい かしながら、行政情報を 的確にわかりやすく発信 する。	広報対話 課
		81	市民対話集会の開催やパブリ ックコメントの実施などにより 市民ニーズの的確な把握に 努め、市民と情報を共有しな がら市民の声を市政運営に 反映させます。	・市民対話集会の開催 ・市政モニターアンケ ートの実施 ・パブリックコメントの実 施 ・市民の声ポストの設 置	市民ニーズを的確に 把握することで、開か れた市政と市民本位 のまちづくりが推進さ れる。	対話集会で意見交換 された内容や、市政 モニターアンケートの 結果、市民の声ポ ストなどで寄せられ る意見・提言を、市政 運営に反映させる。	・対話集会は、地区別の 開催から対象者別の開催 に移行し、高校生及び福 祉関係団体等を対象に3 回実施した。 ・市民の声ポストに寄せら れた意見等は、市の考 えを示した後、市民の声 データベースに登録し、情報の 共有を図った。	対話集会で意見交換され た内容や、市政モニター アンケートの結果、市民 の声ポスト、パブリック コメントなどで寄せられ る意見・提言を、市政 運営に反映させる。	・対話集会は、高校生及び 産業分野、農業分野の関 係団体等を対象に4回実 施した。 ・市内22か所の公共施設に 市民の声ポストを設置し、 市政に対する意見や提案 等を聴いた。 ・市政モニターへのアン ケートを2回実施し、市政 運営に関する市民の意 識・実態・ニーズ等を把握 した。 ・主要な計画等の策定にお いて、市民からの意見を 公募するパブリック コメントを実施した。	A:目 標達成 (100% 以上)	・各種公聴事業の実施に より、市民ニーズを的確 に把握し、寄せられた 意見等について、可能 なから市政運営へ反映 するとともに、計画策 定の参考とした。また、 実施状況を広報上越や ホームページで周知し、 市民との情報共有を図 った。	1:継 続	対話集会で意見交換され た内容や、市政モニター アンケートの結果、市民 の声ポスト、パブリック コメントなどで寄せられ る意見・提言を、市政 運営に反映させる。	広報対話 課
		82	市の広報紙の内容をテープに 録音し、視覚に障害のある 人に提供します。	・カセットテープによる 情報提供	情報を提供するす ることにより、社会 参加を促進するこ とができる。	利用者から「聞き取 りやすく、利用し やすい」という評 価が得られる状態 にする。	カセットテープでなく、 希望者にはデジ ター(CD)版での 提供をしている。	利用者から「聞き取り やすく、利用し やすい」という評 価が得られる状態 にする。	カセットテープでなく、 希望者にはデジ ター(CD)版での 情報提供をしている。	A:目 標達成 (100% 以上)	音声により、情報提供 することで、社会 参加を促進するこ とができた。	1:継 続	利用者から「聞き取り やすく、利用し やすい」という評 価が得られるよう 努める。	福祉課
		83	観光案内所や観光ホーム ページなどにおいて観光情報 をより的確にわかりやすく提 供します。	・高田・直江津駅前観 光案内所の機能充 実 ・新幹線新駅観光案内 所の設置について検 討 ・観光に関するホーム ページの内容充 実 ・わかりやすい観光 案内看板の設置	きめ細やかな案内 業務を提供すること で、観光客が的確に 情報を入手でき、利 便性の向上が図ら れている状態とす る。 ・観光案内所利用 件数 ・ホームページ アクセス数 (変更前)19,200 件 (変更後)7,200 件	・観光案内所利用 件数 (変更前)25,500 件 (変更後)19,500 件 ・観光ホームページ への月平均アクセ ス数 (変更前)19,200 件 (変更後)7,200 件	・観光案内所利用 件数 29,072件 ・観光ホームページ への月平均アクセ ス数 12,277件	・観光案内所利用 件数 19,500件 ・観光ホームページ への月平均アクセ ス数 7,200件	・観光案内所利用 件数 16,260件(高田・直江津) 72,127件(上越妙高) ・観光ホームページ への月平均アクセ ス数 11,892件	A:目 標達成 (100% 以上)	・観光案内所 ・観光ホームページ イベント情報を充 実させるなど、 閲覧者の利便性 を向上させる取 組を行った結果、 アクセス数が増 加した。	1:継 続	・観光案内所 高田・直江津・上 越妙高駅の合計。 ・観光ホームページ 平成28年3月に 開設した「上越 観光Navi」の 内容の充実化、 サイトの周知を 積極的に行うこ とでアクセス 数を増加させる。	観光振興 課

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け				H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名			
基本方針	基本目標 No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によっても たらされる成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。	
									達成 状況	判断理由等	方向性				理由等
施策の 方向															
ボランティア活動の推進															
1 ボランティア活動に対する支援・情報提供の推進															
	84	ボランティア活動の育成支援のために、相談、助言、指導を行います。	ボランティアセンターの運営	各種支援により、多くの市民がボランティア活動に積極的に取り組める状態となる。	ボランティアセンター事業を広く周知し、ボランティア活動の育成支援のために、相談、助言、指導を行う。(相談件数350件)	ボランティアセンターにおいて、市民がボランティア活動に積極的に取り組めるよう、相談対応・助言等により支援を行った。また、市民活動団体のイベント情報やボランティア情報、各団体への支援情報等を積極的にホームページに掲載した。(相談件数366件)	ボランティアセンター事業を広く周知し、ボランティア活動の育成支援のために、相談、助言、指導を行う。(相談件数350件)	市民活動団体等へのアンケート結果やヒアリングを基に、NPO・ボランティアセンターの機能の充実について、チラシの作成やメール配信、交流会の開催など、可能なところから実施した。	A:目標達成(100%以上)	ボランティアの相談件数(27年度:500件)が増加したため。	1:継続	-	引き続き、NPO・ボランティアセンターの機能の充実について、市民活動団体等から意見を聴きながら利用の拡大を目指す。(相談件数:500件)	共生まちづくり課	
	85	ボランティアをしたい人と、してほしい人をコーディネートし、ボランティア活動の普及を推進します。	ボランティアセンターの運営	各種支援により、多くの市民がボランティア活動に積極的に取り組める状態となる。	ボランティアセンター事業を広く周知し、ボランティアのコーディネートを継続することで、ボランティア活動を推進する。(コーディネート件数100件)	ボランティアセンター事業の情報を発信を行い、ボランティアをしたい人と、してほしい人をコーディネートし、ボランティア活動を促進した。(コーディネート件数113件)	ボランティアセンター事業を広く周知し、ボランティアのコーディネートを継続することで、ボランティア活動を推進する。(コーディネート件数100件)	市民活動団体等へのアンケート結果やヒアリングを基に、NPO・ボランティアセンターの機能の充実について、チラシの作成やメール配信、交流会の開催など、可能なところから実施した。	A:目標達成(100%以上)	ボランティアのコーディネート件数(27年度:144件)が増加したため。	1:継続	-	引き続き、NPO・ボランティアセンターの機能の充実について、市民活動団体等から意見を聴きながらボランティア活動を推進する。(コーディネート件数150件)	共生まちづくり課	
誰もが安心して暮らせるまちづくり															
雪対策の充実															
1 居住空間の除雪を支援する体制整備															
	86	要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などを情報収集します。	雪害による安否確認や除雪支援の必要性などの情報収集	要援護世帯を支援することにより、雪に対する不安が軽減される。	要援護高齢者等へ積極的に訪問し、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などの情報収集をする。	民生委員を通じ要援護世帯の雪害の有無及び除雪支援の必要性などの情報収集を行うとともに、電話や窓口での相談に対応した。	要援護高齢者等へ積極的に訪問し、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などの情報収集をする。	民生委員を通じ要援護世帯の雪害の有無及び除雪支援の必要性などの情報収集を行うとともに、電話や窓口での相談に対応した。	A:目標達成(100%以上)	除雪費助成も含め、相談等に対応し、冬期間における除雪への不安の解消が図れた。	1:継続	-	要援護高齢者世帯等へ積極的に訪問し、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などの情報収集をする。	高齢者支援課	
	87	要援護世帯宅などの除雪作業に協力してくれる市民を除雪ボランティアとして登録し、除雪の協力体制を整備します。	市民ボランティアの募集、登録、除雪ボランティアの斡旋	必要に応じ、除雪ボランティアの募集及び派遣を行うことにより、除雪の協力体制を整備する。	必要に応じ、除雪ボランティアの募集及び派遣を行う。	社会福祉協議会や新潟県の除雪ボランティアの募集等をボランティアセンターのホームページに掲載し、市民への周知に協力した。	必要に応じ、除雪ボランティアの募集及び派遣を行う。	社会福祉協議会や新潟県の除雪ボランティアの募集等をボランティアセンターのホームページに掲載し、市民への周知に協力した。	A:目標達成(100%以上)	社会福祉協議会や新潟県の除雪ボランティアの募集等をボランティアセンターのホームページに掲載し、市民への周知に協力した。	1:継続	-	社会福祉協議会や新潟県と連携しながら、除雪ボランティアの募集、必要に応じて派遣を行う。	共生まちづくり課	
	88	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	除雪費の一部助成	要援護世帯に対し、除雪費用の一部を助成し安心して生活を送られるようにする。	申請に基づき認定した世帯に対し、住家の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成する。	申請に基づき約5,004世帯を要援護世帯と決定し、その内、除雪の支援が必要な1,526世帯に対し、除雪費の一部について助成を行った。	申請に基づき認定した世帯に対し、住家の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成する。	申請に基づき5,093世帯を要援護世帯と決定し、その内、除雪の支援が必要な802世帯に対し、除雪費の一部について助成を行った。	A:目標達成(100%以上)	民生委員の協力を得て、昨年度を上回る決定世帯数となり、冬期間における除雪への不安の解消が図られた。	1:継続	-	申請に基づき認定した世帯に対し、住家の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成する。	高齢者支援課	

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け				H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名				
基本方針	基本目標	No.	施策・事業	施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によって もたらされる成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)			今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。
										達成 状況	判断理由等		方向性	理由等		
施策の 方向																
2 歩道・道路除雪の推進																
		89	冬期における歩行者空間の確保と安全な道路交通の確保を図るため、円滑な市道除雪に取り組みます。	・道路除雪の推進	冬期間の道路交通が確保される。	降雪状況に応じた除雪を行い、道路交通を確保するとともに、平常時の早期除雪は、午前7時までの完了に努める。	地域を熟知した除雪業者が、効率的な除雪を実施したことから、通常降雪では午前7時までに除雪が完了した。	降雪状況に応じた除雪を行い、道路交通を確保するとともに、平常時の早期除雪は、午前7時までの完了に努める。	地域を熟知した除雪業者が、効率的な除雪を実施したことから、通常降雪では午前7時までに除雪が完了した。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	異常降雪時と朝方からの降雪を除けば、市民からの除雪が間に合っていないなどの問い合わせは無く、目標は達成できた。	1:継続	-	降雪状況に応じた除雪を行い、道路交通を確保するとともに、平常時の早期除雪は、午前7時までの完了に努める。	-	道路課
		90	冬期集落保安要員の設置により冬期間の主要生活道路を確保するとともに、要援護世帯等の除雪援助や見守りなどを行い、市民の安全と生活環境の維持向上を図ります。	・冬期集落保安要員の設置	市民の安全と生活環境の維持向上が図られる。	過疎高齢化が進む中山間地集落内の冬期間の生活道路を確保するとともに、高齢者世帯や公共施設の雪処理を実施し、雪害の未然防止を図ることができた。 ・保安要員の設置:7地区、7人 ・支援業務委託:3地区	保安要員を設置した集落や、集落支援業を委託した集落における冬期間の生活道路の確保と、要援護世帯や公共施設の雪処理により、住民の安全確保と生活環境の維持を図る。	過疎高齢化が進む中山間地集落内の冬期間の生活道路を確保するとともに、高齢者世帯や公共施設の雪処理により、住民の安全確保と生活環境の維持を図る。	集落支援業務を委託した地区における冬期間の生活道路の確保と要援護世帯や公共施設の雪処理を実施し、雪害の未然防止を図ることができた。 ・支援業務委託:7地区	A:目標達成(100%以上)	計画していた全地区で事業が実施でき、当該地区の安全確保と生活環境の維持が図られたため。	2:実施方法等を変更	・現在は、県の補助要件(高齢率等)を満たす地域のみを対象とし事業を実施しているため、他地域を含めた全市域に係る冬期の集落支援について検討する。 ・平成28年度を目標に現制度を廃止し、新制度へ移行する。	過疎化・高齢化が進む中山間地域において除雪の担い手を確保できる、支え合い体制の構築に向けた関係課との協議を終え、新制度へ移行する。	-	市民安全課
防災対策の充実																
1 災害を回避するための支援体制の推進																
		91	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	・市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を市民へ簡易な方法で迅速に知らせることにより、市民が様々な事態に対処するために必要となる情報を、より多く有している状態にする。 ・安全メール登録件数	市民の生命、身体、財産に危険が及ぶおそれのある事案を未然に防ぐため、市民に情報提供を行う。 [上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画平成25年度の安全メール登録件数目標5,500件(平成26年度目標値6,000件)]	適時的確な情報発信に努め、携帯電話会社や児童生徒の保護者及び市民と連携し、受信者拡大を図った。 ・平成26年度のメール配信件数183件(防犯35件、防災14件、交通安全5件、その他129件) ・平成27年3月末現在の登録件数5,876件)	市民の生命、身体、財産に危険が及ぶおそれのある事案を未然に防ぐため、市民に情報提供を行う。	発信内容について、平成26年度までの4項目に火災情報を加えた。 ・平成27年度のメール配信件数196件(防犯25件、防災5件、交通安全8件、火災88件、その他70件) ・平成28年3月末現在の登録件数 6,366件	A:目標達成(100%以上)	配信内容の充実、登録件数の増加	1:継続	-	適時的確な情報発信に努める。 登録件数を6,500件以上とする。	-	市民安全課
		92	避難所はもとより、災害により避難したすべての被災者に必要な物資を提供できるよう、災害用備蓄品の維持管理を行います。	・防災備蓄品の確保	避難所はもとより、災害により避難したすべての被災者に必要な物資を提供できるようにする。	災害救助用備蓄物資の更新により、21,000人分の2食分の食料の確保が完了している。	応援協定による流通備蓄の確保を進めるとともに、引き続き避難者各自の非常持出等により食料を確保することを促す。 市の備蓄に関しては、災害救助用備蓄物資の更新を継続し、21,000人分の2食分の食料備蓄を維持する。	応援協定による流通備蓄の確保を進めるとともに、引き続き避難者各自の非常持出等により食料を確保することを促す。 市の備蓄に関しては、災害救助用備蓄物資の更新を継続し、21,000人分の2食分の食料備蓄を維持する。	災害救助用備蓄物資の更新を継続し、21,000人分の2食分の食料備蓄を維持できている。	A:目標達成(100%以上)	被災者に必要な物資を提供できるよう、食料備蓄を維持できたため。	1:継続	-	災害救助用備蓄物資の更新により、21,000人分の2食分の食料備蓄を維持する。	-	危機管理課

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			H26年度(参考)	H27年度				H28年度		担当課名				
基本方針	基本目標	No.		施策・事業	目標	取組状況(実績)	達成状況(担当課等による評価)		今後の方向性					
							達成状況	判断理由等	方向性		理由等			
			目標とする成果・指標	目標	取組状況(実績)	目標	取組状況(実績)	達成状況	判断理由等	方向性	理由等	目標	何をどこまで行うのかを具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するにあたり、平成27年度の実施状況や今後の方針、予定等を踏まえ、事業内容の拡充(充実)など基本方針への貢献度がより高い取組となる場合はその内容を記入する。
		93	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	<p>・土砂災害及び洪水等、災害に対する市民の防災意識を啓発し、自助・共助による地域防災力の向上を図る。</p> <p>・災害情報を市全域で迅速かつ的確に伝達する。</p> <p>・異常気象現象に適切に対応した防災対策の実施及び市民への的確な情報伝達による防災・避難行動の促進により、災害被害の未然防止又は軽減を図る。</p>	<p>・津波洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの作成し市民に広く周知し、災害時の迅速な避難行動と防災意識の高揚を図る。</p> <p>・防災行政無線や防災ラジオ等設置の促進活動を続け、配備率の維持・向上に努める。</p> <p>・市民向けサイトに自主避難の判断となる気象情報等を掲載し、市民の自主避難を支援する。</p>	<p>・津波洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成し市民に広く周知することにより、災害時の迅速な避難行動と防災意識の高揚を図る。</p> <p>・防災行政無線や防災ラジオ等設置の促進活動を続け、配備率の維持・向上に努める。</p> <p>・市民向けサイトに自主避難の判断となる気象情報等を掲載し、市民の自主避難を支援する。</p>	<p>・土砂災害ハザードマップは、県の警戒区域の指定が完了した地区を対象に18種類27地区について作成し、関係町内会等に配布した。また、津波・洪水ハザードマップは、危機管理課及び各区窓口を設置しているほか、3月下旬から4月上旬には市民課に臨時窓口を開設し転入者等に配布した。</p> <p>・防災行政無線や防災ラジオは、これまで町内会や消防団等を通じた設置の促進活動により希望する家庭等に配備が完了したことから、市ホームページでの周知や電話、市民課臨時窓口で案内することにより、未設置者や転入者への設置促進に努めた。</p> <p>・市民向けに市HP(パソコン用)サイト及び携帯電話用サイトで「上越市防災気象情報」を開設し、情報提供を行った。</p>	A:目標達成(100%以上)		1:継続	<p>・津波・洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成・配布することにより、災害時の自主的かつ安全な避難行動を促すことができた。</p> <p>・市ホームページでの周知や電話、市民課臨時窓口で案内することにより、未設置者や転入者への設置促進に努め、希望者に配備することができた。</p> <p>・市民向けサイトに自主避難の判断となる気象情報等を掲載し、市民の自主避難を支援した。また、避難に関する情報等については、エリアメール等により市民周知を図った。</p>	危機管理課		
		94	全町内会において自主防災組織を結成し、定期的な訓練をすることにより、災害発生時に地域住民が協力し速やかに救助や避難ができる体制を整備するとともに、防災活動に必要な資機材整備のための支援を行います。	<p>・支援策を講じ、組織の育成強化を図るとともに、災害時に迅速に活動できるよう、定期的な訓練実施を促す。</p> <p>・自主防災組織の訓練等実施率を7割以上に上げる。</p> <p>・自主防災組織の結成数を増加させる。</p>	<p>・訓練(座学を含む)を実施していない自主防災組織20団体を、職員と防災アドバイザーが訪問し、組織の活性化に向けた支援を実施した。</p> <p>・26年度の自主防災組織結成率は97.5%、結成済み自主防災組織の訓練実施率は、55.1%</p>	<p>・支援策を講じ、組織の育成強化を図るとともに、災害時に迅速に活動できるよう、定期的な訓練実施を促す。</p> <p>・自主防災組織の訓練等実施率を7割以上に上げる。</p> <p>・自主防災組織の結成数を増加させる。</p>	C:目標に達しなかった	訓練等実施率が44.1%であり、目標に達しなかったため。	2:実施方法等を変更	<p>高齢化の進行が防災活動の担い手不足と活動の減退につながっており、活動が困難となる状況も見られることから、活動が困難となっている町内会を地域全体で補完する支援に取組む。</p>	<p>自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。</p>	市民安全課		
2 配慮が必要な人に対する環境整備														
		95	災害時要援護者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	<p>・災害時要援護者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。</p>	<p>国県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。</p>	<p>国県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。</p>	<p>避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制について、市地域防災計画の自然災害対策編及び原子力災害対策編を見直した。</p>	D:事業未実施		1:継続		<p>国県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。</p>	市民安全課	
		96	災害時要援護者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	<p>・災害時要援護者名簿の充実</p> <p>・個別避難計画策定の支援</p>	<p>災害に迅速に対応できるように要援護者の把握と緊急時の迅速な対応に向けた庁内体制を整える。</p> <p>新規に同意した方の情報を避難行動要支援者(旧災害時要援護者)台帳に追加し、最新の台帳を作成し、併せて各町内会に個別避難計画の作成について、マニュアルを示し、より進めようように依頼した。</p> <p>また、関係課を含めたシステム操作研修会を実施し緊急時に備え対応した。</p>	<p>避難行動要支援者の台帳整備に努め、災害弱者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた庁内体制を整えるとともに、町内会を中心とした個別避難計画の作成を支援することができた。</p>	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	個別避難計画を作成した町内会の割合は81.7%と全町内会作成までは至っていないため、また、庁内体制の整備も未着手のため。	1:継続		<p>引き続き、避難行動要支援者の台帳整備に努め、災害弱者の的確な把握を行うとともに、町内会を中心とした個別避難計画の作成を支援していく。</p>	高齢者支援課		

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名				
基本方針	基本目標	No.	施策・事業	実施・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によっても たらされる成果や効果 を記入する。	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。		
								達成 状況	判断理由等	方向性				理由等	
															達成 状況
誰もが住みよいまちづくり															
人にやさしい家づくりの推進															
1 住みよい家づくりの推進															
		97	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	在宅で生活する高齢者の自立を促進する。	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援する。	県の補助金要綱に基づき、住宅リフォームを必要とする人に対し、補助金の交付を行うことができた。(申請件数75件、うち決定68件・却下6件・取下げ1件)	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援する	県の補助金要綱に基づき、住宅リフォームを必要とする人に対し、補助金の交付を行うことができた。(申請件数77件、うち決定67件・却下10件)	A:目標達成(100%以上)	補助金を交付することにより、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるようにするとともに、介護者の負担を軽減することができる住環境を整備することができた。	1:継続	-	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援する。	高齢者支援課
		98	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる。	施工事業所など関係者間の連携が確保されている状態を維持し、障害のある人の身体状況に応じて住宅環境の整備が行き届くよう、必要な費用を助成する。	県の補助金要綱に基づき、住宅リフォームを必要とする人に対し、補助金の交付を行うことができた。	施工事業所など関係者間の連携が確保されている状態を維持し、障害のある人の身体状況に応じて住宅環境の整備が行き届くよう、必要な費用を助成する。	県の補助金要綱に基づき、住宅リフォームを必要とする人に対し、補助金の交付を行うことができた。	A:目標達成(100%以上)	補助金の交付を行い、障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができた。	1:継続	-	補助金の交付を行い、障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるようにする。	福祉課
人にやさしい都市空間の整備															
1 誰もが利用できる公共施設の整備															
		99	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等)	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できる環境を整える。 H22年度適合率55.9%(周期調査:3年毎、全施設のうち指針適合施設の割合)から向上している状態とする。	市の施設を新設、増設、改修する場合は、指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進する。	指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進した。 適合率 H23:77.8% H24:87.5% H25:94.1% H26:89.3% H27:90.0% 適合率は当該年度に事前協議のあった施設のうち指針に適合している施設の割合	市の施設を新設、増設、改修する場合は、指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進する。	指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進した。 適合率 H23:77.8% H24:87.5% H25:94.1% H26:89.3% H27:90.0% 適合率は当該年度に事前協議のあった施設のうち指針に適合している施設の割合	A:目標達成(100%以上)	事前協議20件中2件の不適合は、いずれも既存の建物の改修であり、一部分を指針に適合させることにより全体の構造に影響するものであったり、幅員をさらに狭くしてしまっただけの箇所であったり、一部の箇所の不適合はやむを得ないと認めたものである。その他の施設については、事前協議により指針に適合した整備となった。	1:継続	-	市の施設を新設、増設、改修する場合は、指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進する。	共生まちづくり課
		100	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言の実施	条例に基づき協議・指導・助言することで、誰もが使いやすい「人にやさしい施設」の整備が促進され、適合率が向上している状態とする。	民間の公共的施設については、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言の実施し、マニュアルに基づく整備を推進する。	県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行った。 適合率 H23:21.7% H24:30% H25:35.29% H26:17.9%	民間の公共的施設については、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言の実施し、マニュアルに基づく整備を推進する。	県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行った。 適合率 H23:21.7% H24:30% H25:35.29% H26:17.9% H27:18.5%	A:目標達成(100%以上)	県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行った。	1:継続	-	民間の公共的施設については、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言の実施し、マニュアルに基づく整備を推進する。	共生まちづくり課
		101	誰もが利用しやすい都市公園の整備を進めます。	・県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく整備	誰もが利用しやすい公園整備を進めることにより公園の利用が促進される。	誰もが利用しやすい公園整備を進める。	護岸崩壊部の改良工事と併せ、歩道拡幅を実施した。 全体 L=105m 平成26年度 L=56.9m	誰もが利用しやすい公園整備を進める。	護岸崩壊部の改良工事と併せ、歩道拡幅を実施した。 護岸築造工事全体 L=105m 平成27年度 L=48.1m 歩道整備工事 平成27年度 L=125.6m	A:目標達成(100%以上)	予定していた改良工事および歩道整備工事を実施し、利用しやすい公園整備を行った。	1:継続	-	引き続き、誰もが利用しやすい公園整備を進める。	都市整備課

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け				施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間に おける事業 実施によっても たらされる 成果や効果 を記入する。	H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名		
基本方針	基本目標	No.	施策・事業			目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性			目標 何をどこまで 行うのかを 具体的に記入 する。	【目標に関する 特記事項】 左記目標を設定 するに あたり、平成27 年度の実 施状況や 今後の方 針、予 定等を踏 まえ、事 業内容の 拡充(充 実)など 基本方 針への貢 献度が より高 い取組 となる 場合は その内 容を記 入する。
										達成 状況	判断理由 等	方向性	理由等			
誰もが移動しやすいまちづくり																
歩道・道路の整備																
1 安全な歩道・道路の整備																
	102	誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。	歩道・道路整備の推進	歩道や道路を整備することにより、誰もが安全に安心して移動できる生活空間を確保する。	道路整備計画に基づき歩道・道路の整備に努める。	道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を2.59km実施	道路整備計画に基づき歩道・道路の整備に努める。	道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を1.73km実施	A:目標達成(100%以上)	道路整備計画に基づき当該年度に予定していた道路整備等が実施できたため。	1:継続	-	道路整備計画に基づき歩道・道路の整備に努める。	道路課		
	103	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路の街灯を整備します。	街灯整備	街灯を設置することにより、危険性の低減が図られ、より安全・安心な通学路を確保する。	前年度の要望等で設置すべき箇所をすべて設置する。	要望のあった市内7か所7灯の防犯灯設置を行った。	前年度の要望等で設置すべき箇所をすべて設置する。	要望のあった市内3か所7灯の防犯灯を設置した。また、既存防犯灯のLED化工事を実施した。	A:目標達成(100%以上)	要望箇所について100%対応した。	1:継続	-	市が管理する防犯灯を適正に管理する。	市民安全課		
	104	安全な交通環境を確保するため、道路反射鏡や道路標識を整備します。	道路反射鏡や道路標識の整備	カーブミラー等を設置することにより、危険性の低減が図られ、より安全・安心な交通環境を確保する。	前年度の要望等で設置すべき箇所をすべて設置する。	要望のあった市内8か所にカーブミラーを設置した。	前年度の要望等で設置すべき箇所をすべて設置する。	要望のあった市内20か所にカーブミラーを設置した。	A:目標達成(100%以上)	要望箇所について100%対応した。	1:継続	-	要望箇所に対して指針に基づき判断し、適切に対応する。	市民安全課		
	105	雁木を生かしたまちづくりを実現するため、雁木の保存を行う個人や法人などに対し補助金を交付します。	雁木の修繕、新築や雁木下の段差解消工事に対する補助	雁木の機能性や生活空間としての利便性の向上が図られる。	雁木整備補助金制度を継続し、雁木の保存・活用に取り組む市民団体との連携を通じた更なる制度のPRを進めながら、市民による雁木整備を促進する。	補助金交付 6件 1,964千円(予算執行率39.2%) 3月補正 3,036千円	雁木整備補助金制度を継続し、雁木の保存・活用に取り組む市民団体との連携を通じた更なる制度のPRを進めながら、市民による雁木整備を促進する。	補助金交付 8件 1,636千円(予算執行率46.7%)	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	市民による雁木整備に補助金を交付したことにより、雁木の保全・整備の促進に寄与したとともに、雁木の保存・活用に取り組む市民団体等との連携を通じて雁木をいかしたまちづくりを促進した。しかし、交付件数が見込み数(10件)に達しなかったため、町内会回覧やHP等での制度周知を引き続き行う。	1:継続	-	雁木整備補助金制度を継続し、雁木の保存・活用に取り組む市民団体との連携を通じた更なる制度のPRを進めながら、市民による雁木整備を促進する。	文化振興課		
公共交通網の整備																
1 路線バス等の充実																
	106	児童生徒の通学や高齢者の通院など、市民の日常生活を支える重要な交通手段である路線バス等の維持・確保を図ります。	生活交通確保計画に基づく事業を実施し、路線バスの維持・確保を図る	市民の移動手段を維持・確保する。	市民の日常生活を支える路線バスの運行を見直ししながら、維持・確保を図る。 ・北陸新幹線開業に合わせて、運行経路、ダイヤの見直しを実施する。	生活交通確保計画を策定し、路線バス運行サービスを確保した。 ・浦川原区において予約型エリア運行バスを本格運行するとともに、三和区においてもバス路線を3路線から2路線に統合した。 ・平成27年度以降の公共交通に対する取組方針を定めた「上越市総合公共交通計画」を策定した。	市民の日常生活を支える路線バスの運行を見直ししながら、維持・確保を図る。 ・北陸新幹線や在来線との接続に配慮したダイヤへの見直しを実施する。	生活交通確保計画を策定し、路線バス運行サービスを確保した。 ・主に三和区にて実施したバス路線の統合について、評価検証に基づき、一部運行内容を変更した。 ・上越市総合公共交通計画の実施計画(上越市バス交通ネットワーク再編計画)を作成し、路線再編案及び利用促進案の具体化を行った。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	生活交通確保計画に基づき、路線バス等の運行を支援し、市民の日常生活の移動手段を確保した。 ・「上越市バス交通ネットワーク再編計画」を作成し、平成31年度までの具体的な再編内容と利用促進を定めた。 ・各區で利用促進案を検討し、路線バス等の生活交通の維持・確保を図った。 ・利用者が減少基調にあることは変わらず、引き続き、運行計画の見直しや利用促進に取り組む必要がある。 ・北陸新幹線や在来線、路線バスの接続に一部課題があり、引き続き効率的なネットワークの構築に努める必要がある。	1:継続	-	市民の日常生活を支える路線バスの運行を見直ししながら、維持・確保を図る。 ・北陸新幹線や在来線との接続に配慮したダイヤへの見直しを実施する。	新幹線・交通政策課		

第3次人にやさしいまちづくり推進計画主要施策進捗管理表（各課報告）

人・まち計画での位置付け			施策・事業の概要 (具体策を記入する)	目標とする 成果・指標 H23年度からH27 年度の5年間における 事業実施によっても たらされる成果や効果 を記入する。	H26年度(参考)		H27年度				H28年度		担当課名					
基本方針	基本目標	No.			施策・事業	目標	取組状況 (実績)	目標	取組状況 (実績)	達成状況 (担当課等による評価)		今後の方向性		目標 何をどこまで行うのかを 具体的に記入する。	【目標に関する特記事項】 左記目標を設定するに あたり、平成27年度の実 施状況や今後の方針、予 定等を踏まえ、事業内容 の拡充(充実)など基本方 針への貢献度がより高い 取組となる場合はその内 容を記入する。			
										達成 状況	判断理由等	方向性				理由等		
2 鉄道の充実																		
		107	市民の日常生活を支える重要な交通手段である並行在来線の維持・確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 経営主体による開業準備の支援 並行在来線の経営確保に向けた要望活動 並行在来線の利用促進 	市民の移動手段を維持・確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 関係の協議会を通じ、在来線(並行在来線)の利用促進や、経営確保の要望活動を行い、維持・存続を図る。 新潟県や糸魚川市、妙高市、えちごきめき鉄道(株)とともに並行在来線の開業に向けた準備を進め、利便性の高い鉄道づくりを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> えちごきめき鉄道(株)への追加出資を行い、同社が円滑に開業できるよう準備を進めた。 北陸新幹線開業後においても在来線の利便性が確保されるように、鉄道事業者や関係機関に要望活動等を行った。 新潟県開業準備協議会を通じて、利用促進事業を実施する市民、団体に対する事業費の一部を助成したほか、3/14・15にはえちごきめき鉄道開業イベント実施し、開業機運を高めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係の協議会を通じ、並行在来線の利用促進を行い、維持・存続を図る。 開業後の並行在来線の利便性等を検証し、さらなる利便性向上等について要請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> えちごきめき鉄道活性化協議会に参画し、利用促進団体へ事業費の一部を助成し、開業1周年イベントを実施した。 えちごきめき鉄道へ、北陸新幹線との接続の改善を要望し、10月にダイヤ改正が行われた。 	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	えちごきめき鉄道では、運行時刻の見直し、イベント時の増車、フリーパスの発売、リゾート列車の導入などの利用促進が図られている。	えちごきめき鉄道活性化協議会の活動を充実させ、事業者、市民団体、沿線自治体による利用促進の取組をさらに進める必要がある。	1:継続		関係の協議会を通じ、並行在来線の利用促進を行い、維持・存続を図る。	開業後の並行在来線の利便性等を検証し、さらなる利便性向上等について要請を行う。	設備投資等への支援を実施し、安全・安心な移動手段を確保する。	新幹線・交通政策課

- 1:継続
- 2:実施方法等を変更
- 3:縮小
- 4:廃止

- A:目標達成(100%以上)
- B:目標はほぼ達成された(80%以上)
- C:目標に達しなかった
- D:事業未実施

No.	照会先
1	広報対話課
2	新幹線・交通政策課
3	防災危機管理課
4	自治・地域振興課
5	共生まちづくり課
6	文化振興課
7	福祉課
8	高齢者支援課
9	健康づくり推進課
10	こども課
11	産業振興課
12	産業立地課
13	観光振興課
14	都市整備課
15	道路課
16	学校教育課
17	生涯学習推進課
18	公民館
19	体育課
20	高田図書館 直江津図書館

上越市人にやさしいまちづくりに関する 市民意識調査結果分析報告書

平成28年5月

上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課

目 次

○ 調査の概要	1
○ 調査結果	
問1 「人にやさしいまちづくり」の推進	2
問2 言葉の認知度	
ユニバーサルデザイン	3
バリアフリー	4
ノーマライゼーション	5
上越市人にやさしいまちづくり条例	6
上越市人にやさしいまちづくり推進計画	7
上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針	8
新潟県福祉のまちづくり条例	9
問3 高齢者、障害者等の学べる環境の整備状況	10
問4 高齢者、障害者等の働ける環境の整備状況	11
問5 ボランティア活動への参加状況	12
問6 高齢者、障害者等に関するボランティアへの参加意向	13
問7 災害時の行動について	14
問8 冬期間の自宅等の除雪の対応状況	15
問9 市の施設は高齢者、障害者等に安全、快適に利用できているか	16
問10 民間の施設は高齢者、障害者等に安全、快適に利用できているか	17
問11 自身の住宅は高齢者、障害者等が安全、快適に利用できるか	18
問12 歩道や道路は高齢者、障害者等に安全、快適に利用できているか	19
問13 公共交通機関は高齢者、障害者等に安全、快適に利用できているか	20
問14 ご意見等	21
○ 調査票	27

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 意見・要望・質問に対する回答

[当日配布資料1]

事業No.	施策・事業	施策・事業の概要	平成27年度				意見・要望・質問内容	回答欄	担当課	
			目標	取組状況(実績)	達成状況	判断理由等				
23	状況に即した雇用問題の解決策の検討を行い、解決策につながる対策事業を提案します。	・雇用対策プロジェクト会議における対策の検討	事業の実施により、その時々々の状況に応じた雇用問題の解決が図られる。	雇用促進協議会での検討などを行った。	A:目標達成(100%以上)	労働力の定着など地域経済発展のため、雇用対策事業について検討などを行った。	障害のある人の雇用、労働環境の整備について、企業に対する啓発・意識改革のために企業経営者を対象とした勉強会を多く開催する必要がある。	ハローワークと共同で上越地域障害者雇用促進フォーラムを開催し、障害者雇用をすすめる企業からの講演および吉川高等特別支援学校の取組みを紹介し、障害者雇用への理解の促進を図っているほか、障害者合同就職面接会を年二回開催し、障害者雇用の促進を図っている。 市では、障害者雇用を推進する事業主に対し、市発注の物品の購入及び役務提供の調達にあたり、障害者多数雇用事業主を優先して指名するとともに、啓発用のチラシを配布したほか、障害のある人の就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費を助成する上越市障害者資格取得支援補助金を創設した。	産業振興課	
94	全町内会において自主防災組織を結成し、定期的な訓練をすることにより、災害発生時などに地域住民が協力し速やかに救助や避難ができる体制を整備するとともに、防災活動に必要な資機材整備のための支援を行います。	・自主防災組織結成町内会または結成見込の町内会への防災資機材等整備の補助 ・自主防災訓練等の活動支援 ・防災士の養成	・支援策を講じ、組織の育成強化を図るとともに、災害時に迅速に活動できるよう、定期的な訓練実施を促す。 ・自主防災組織の訓練等実施率を7割以上にする ・自主防災組織の結成数を増加させる	・自主防災組織の訓練実施率は、44.1%であった。 ・自主防災組織は新たに10町内会において組織された。	C:目標に達しなかった	訓練等実施率が44.1%であり、目標に達しなかったため。	雪害も含め、最近では地震や洪水など自然災害が頻発し甚大な被害や人の命を奪う災害が全国で起きている。地球の温暖化など異常気象が原因とされる被害を最小限にするためには訓練が一番効果がある。市民全員が年1回は訓練に参加するような啓発と施策の実施が望まれる。 災害時要援護者の的確な把握と緊急時の迅速な対応について、市が基本的なマニュアルを策定し各町内会に示し、実態の把握と指導をすべきである。町内会毎に対応策に大きな落差がある。 現在、形式的に防災訓練を実施している町内会が圧倒的に多い。役員のみが参加して終わらせ、市への報告書内容と実態が異なっているが市は把握しているか。地域別に市、町内会、民生委員、防災士の合同会議を行うべきである。市は机上のみの把握にすぎない。	当課が事務局を務め、防火防災意識の普及を目的に組織する上越市防災委員会を通じ、防災訓練の実施を啓発しているほか、市総合防災訓練の実施により市民や自主防災組織の防災意識の向上を図っている。 しかし、近年の防災訓練の実施率が低迷していることから、防災活動の取組が困難になっている町内会を、地域全体で補完する支え合い体制について検討を始めたほか、防災・減災の知識と技術を有する防災士から自主防災組織の活動や訓練に深く関わってもらうことにより、自主防災組織をより活性化させ防災活動の実効性が一層高まるよう支援に取り組むこととしている。	避難行動要支援者の個別避難計画は、情報伝達や安否確認の方法、避難所までの経路や避難手段など、具体的な避難支援の内容を定めるものであり、市では自主防災組織(町内会)や地域支援者が避難行動要支援者と協議する際のポイントを手引きにまとめ町内会(自主防災組織)へ配付しており、町内会(自主防災組織)ではこの手引きを活用いただいているものと考えている。 なお、防災訓練の内容が市への報告と実態が異なるのご指摘であるが、そのような事実は承知していない。 また、近年の防災訓練の実施率が低迷していることから、防災活動の取組が困難になっている町内会を、地域全体で補完する支え合い体制について検討を始めたほか、防災・減災の知識と技術を有する防災士から自主防災組織の活動や訓練に深く関わってもらうことにより、自主防災組織をより活性化させ防災活動の実効性が一層高まるよう支援に取り組むこととしている。 「避難行動要支援者の個別避難計画 作成・修正の手引き」は高齢者支援課が所管	市民安全課

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 意見・要望・質問に対する回答

【当日配布資料1】

事業No.	施策・事業	施策・事業の概要	平成27年度				意見・要望・質問内容	回答欄	担当課
			目標	取組状況(実績)	達成状況	判断理由等			
106	児童生徒の通学や高齢者の通院など、市民の日常生活を支える重要な交通手段である路線バス等の維持・確保を図ります。	・生活交通確保計画に基づく事業を実施し、路線バスの維持・確保を図る	市民の移動手段を維持・確保する。	・生活交通確保計画を策定し、路線バス運行サービスを確保した。 ・主に三和区にて実施したバス路線の統合について、評価検証に基づき、一部運行内容を変更した。 ・上越市総合公共交通計画の実施計画(上越市バス交通ネットワーク再編計画)を作成し、路線再編案及び利用促進案の具体化を行った。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・生活交通確保計画に基づき、路線バス等の運行を支援し、市民の日常生活の移動手段を確保した。 ・「上越市バス交通ネットワーク再編計画」を作成し、平成31年度までの具体的な再編内容と利用促進を定めた。 ・各区で利用促進案を検討し、路線バス等の生活交通の維持・確保を図った。 ・利用者が減少基調にあることは変わらず、引き続き、運行計画の見直しや利用促進に取り組む必要がある。 ・北陸新幹線や在来線、路線バスの接続に一部課題があり、引き続き効率的なネットワークの構築に努める必要がある。	高齢化により自家用車の運転ができなくなって生活ができなくなる人が増えている。公共交通機関も赤字で経営縮小などで利用が不便になっている。民間のボランティアや新しい移動手段を検討する時期に来ている。中長期的な対策が必要である。	・市では、これまで市民の生活交通を確保する観点から地域公共交通の見直しを行ってきたところであり、平成27年3月に策定した「上越市総合公共交通計画」においても、「生活交通の維持・確保」を基本的な方針の1つとして掲げ、この方針の下、バス路線の再編や鉄道を含む地域公共交通の利用促進等の取組を行っている。 ・しかし、近年、高齢者による免許証返納が増加傾向にあり、交通弱者の増加も見込まれる。 ・将来的に既存の交通事業者による生活交通の維持が困難になることも想定し、他市や海外の先進事例も参考にしながら、今後の公共交通のあり方を検討していきたいと考えている。	新幹線・交通政策課
107	市民の日常生活を支える重要な交通手段である並行在来線の維持・確保を図ります。	・経営主体による開業準備の支援 ・並行在来線の経営確保に向けた要望活動 ・並行在来線の利用促進	市民の移動手段を維持・確保する。	・えちごトキめき鉄道活性化協議会に参画し、利用促進団体へ事業費の一部を助成し、開業1周年イベントを実施した。 ・えちごトキめき鉄道へ、北陸新幹線との接続の改善を要望し、10月にダイヤ改正が行われた。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・えちごトキめき鉄道では、運行時刻の見直し、イベント時の増車、フリーバスの発売、リゾート列車の導入などの利用促進が図られている。 ・えちごトキめき鉄道活性化協議会の活動を充実させ、事業者、市民団体、沿線自治体による利用促進の取組をさらに進める必要がある。			
その他							高齢者、障害者、子供は社会的弱者で、健康づくり支援が欠かせない。健康診断の受診率アップの施策が必要である。	40～74歳の国保加入者には約4千件の受診勧奨訪問等を実施し、健診受診後の結果説明会や戸別訪問等、自分の結果を理解し必要に応じて医療機関受診や生活改善等を実施し、継続して健診結果を見ていく取組を行っている。その成果として後期高齢者になっても継続して健診受診し、その後の説明会に参加する市民が平成27年度は817人と多い状況である。また、受診しやすいよう過去3年の受診歴を基に受診券を発行しており、高齢になっても障害を持たないための施策を行っている。 身体・知的・精神に障害がある人を対象とした健診を年1回予約制で実施し、平成27年度は96人が受診している。段差がなく移動がスムーズに行える上越医師会館を会場とし、送迎や介助者の配置など安心して安全に受診できるよう配慮している。 乳幼児健康診査の未受診者に対しては、ハガキや電話及び訪問による受診勧奨を行っており、平均受診率は90%以上を維持している。今後も、乳幼児のすやかな発育・発達を支援するため、健康診査の周知及び未受診者への働きかけを継続していく。	国保年金課 健康づくり推進課

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 意見・要望・質問に対する回答

【当日配布資料1】

事業No.	施策・事業	施策・事業の概要	平成27年度				意見・要望・質問内容	回答欄	担当課
			目標	取組状況(実績)	達成状況	判断理由等			
その他							<p>誰もが参加するまちづくりについて、男女共同参画も、障害者、高齢者、外国人の社会参画も、まちづくりに参加しやすくするための環境整備が最も重要であり、担当課が横の連携を密にして施策を検討していくことが大切である。</p>	<p>配慮すべき人の社会参画について、各担当課において取組を推進していく中で、人にやさしいまちづくりの視点が十分取り入れられているかを共生活まちづくり課がチェックしているほか、人にやさしいまちづくり推進会議においても意見聴取し、施策に反映していく体制をとっている。</p>	共生活まちづくり課
その他							<p>・第3次人にやさしいまちづくり推進計画の主要施策の推進について、行政側の評価はほとんど「A」であるが、市民の意識調査の結果では、理解度、内容不知が5～30%未満が多く、このギャップをどのように考えるかが問題である。</p> <p>・開催した会議の参加者は一定の理解が進むと思われるが、それは市民全体の何%の人に相当するのか、会議を3回計画して3回実施できたので100%A評価でよいのか、理解度が上がった、効果があったなどが本来の結果評価と思います。</p>	<p>事業を実施した結果、目標を達成したことにより評価としては「A」としていても、その取組が人にやさしいまちづくりにつながっているかわかりづらいこと、また「人にやさしいまちづくり」や「ユニバーサルデザイン」などの用語の理解度と施設の快適さの実感とは必ずしも同じではないことなどが、市の取組と市民の意識に差が生じた理由と考えられる。</p> <p>また、ご指摘のとおり、市民の皆さんの理解度や意識、実感がどれくらい得られたかということが本来の評価であると考えます。</p> <p>以上のことから、次期推進計画では、計画のあり方や対象範囲を見直すとともに、市の取組をわかりやすくアピールし、結果的に市民が人にやさしいまちを実感できるような内容となるよう検討している。</p>	共生活まちづくり課

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 意見・要望・質問に対する回答

No.	事業No.	施策・事業	施策・事業の概要	平成26年度				意見・要望・質問内容	回答欄	担当課	担当者
				目標	取組状況(実績)	達成状況	判断理由等				
1	27	雇用の確保のため、市内産業団地などへの企業立地を図ります。	・企業誘致に向け、企業訪問等を実施	雇用の確保のため、市内産業団地などへの企業立地を図る。(3社)	企業立地数2社	C:目標に達しなかった	誘致交渉に時間を要し、年度内に売買契約が締結できなかったため、目標に達しなかった。	産業立地課だけの問題ではなく市をあげて取り組むような大きな対策が必要ではないか。	平成26年度は誘致交渉に時間を要し年度内に売買契約が締結できず目標(3社)を達成できなかったが、平成27年度は順調に交渉が進み、11月30日現在、4社(新規1、市内移転2、用地拡張1)との契約(仮契約含む)が完了している。 今後も引き続き、庁内関係課(用地管財課、新幹線・交通政策課等)と連携しながら、企業誘致に努める。	産業立地課	今井
2	39	虚弱高齢者の閉じこもり予防及び介護予防を推進します。	・運動や口腔ケア等の指導と社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	介護予防に特化した高齢者地域サロンの実績の評価を行い、次年度以降の高齢者地域サロンの内容を見直し、全地域での実施を目指す。	訪問指導:対象者163人に対し、延380回訪問を実施。訪問対象者に要介護認定へ移行した者は0人であり、移行率0%。 高齢者地域サロン事業は48会場で実施し延9,272人が参加した。次年度以降国の介護保険制度改革を受け、全地域での実施に向けて、大湯区で更に介護予防に特化した内容での実施を試行的に行った。	A:目標達成(100%以上)	次年度以降のサロンに向け、内容を吟味することができた。	地域サロンの参加者は地域によって減少しているのは事実。その理由の一つに会場の立地条件があり、会場まで遠く、交通手段が問題になっている。(例:有田地区ではカルチャーセンターのみで地区は広範囲であるため参加者が減少傾向にある)このような所はかなりある。ただ回数だけ増やせばよいのではなく、参加者を増やすことに重点をおくべきではないか。	介護保険法の改正により事業の組換えを行いH26年度まで実施していた高齢者地域サロンを廃止しH27年度からは、すこやかサロンを実施している。対象者は65歳以上の高齢者であり、市内28地域自治区ごとに通いの場や交流の場を設置し、介護予防の取組を行っている。事業は13区は住民組織に、合併前上越市15区は社会福祉協議会に委託し、13区においては送迎を行っている。拠点以外にも出前サロンを開催するなど、徒歩で参加できないエリアの方々には対応を行っている。	高齢者支援課	細谷
3	60	町内会や自主グループ等の団体に講師を派遣し、健康に関する知識や情報を提供します。	・出前講座の実施	・生涯を通じた健康づくりを支援するための講座を開催する (開催回数 400回)	・生涯を通じた健康づくりを支援するための講座を開催した (開催回数258回)	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	ほぼ計画どおり取り組むことができたため。	健康づくりを支援するための講座、研修を年2回地区単位の町内会長、健康づくり推進委員等を対象に行っているが、これらの受講者による各町内会での啓蒙活動はなされていない。出前講座を受講しやすい曜日・時間を町内会と担当課で協議し、積極的に実施すべきではないか。受診だけでなく健康指導にも重点をおくべきではないか。	健康に関する地域の実態や課題について認識を共有するとともに、地域の健康づくり活動につなげるため、町内会長、健康づくりリーダー、食生活改善推進員、運動普及推進員を対象として、健康づくりチーム研修会を年2回開催している。 各町内会においては、この研修会に出席された方々が中心となって各種の健康講座等を開催いただいており、内容については町内会と担当の保健師・栄養士で協議の上決定している。 なお、日程については、それぞれの町内会において決めていただいている。	健康づくり推進課	植木
4	94	全町内会において自主防災組織を結成し、定期的な訓練をすることにより、災害発生時に地域住民が協力し速やかに救助や避難ができる体制を整備するとともに、防災活動に必要な資機材整備のための支援を行います。	・自主防災組織結成町内会または結成見込の町内会への防災資機材等整備の補助 ・自主防災訓練等の活動支援 ・防災士の養成	・支援策を講じ、組織の育成強化を図るとともに、災害時に迅速に活動できるよう、定期的な訓練実施を促す。 ・自主防災組織の訓練等実施率を7割以上にする ・自主防災組織の結成数を増加させる	・訓練(座学を含む)を実施していない自主防災組織20団体を、職員と防災アドバイザーが訪問し、組織の活性化に向けた支援を実施した。 ・26年度の自主防災組織結成率は97.5%、結成済み自主防災組織の訓練実施率は、55.1%	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・訓練目標は達成率が79%となり、目標には至らなかった。 ・組織は新たに10組織が結成された。	町内会防災組織はあるものの、災害時に的確に即応できるかが問題。町内会での災害訓練は参加対象者、人数、訓練内容が往々にしてセレモニー化している。担当課は実施報告のみを鵜呑みにせず、実態把握をきちんと行い指導と対策を行うべきではないか。 防災士のいない町内会がまだ多くあるとき、各町内会には必ず防災士を置くべく調査と指導を行うべきである。防災士の組織を全市一本ではなく、各地区に組織化して市から助成を行い指導訓練等も実施して災害時の実践に役立つよう早急に対応すべきではないか。	自主防災活動については、上越市自主防災組織訓練マニュアルを平成25年度に作成し、自主防災組織(町内会)へ配付し、訓練の充実を図るとともに、専門的な見地から指導・助言を行う防災アドバイザーを派遣している。 防災士については、防災士が不在の約450町内会への配置を進めるため、今年度から防災士の養成を再開しているが、定員90名に対して、申込者が52名に留まった。 今後は、上越市防災士会とさらなる連携を図るとともに、地域においては、過疎化・高齢化の進展により地域防災の担い手不足や活動の減退も懸念されることから、一定のまとまりを持った地域を単位とした防災活動を通じ、防災意識の高揚や地域で支え合う体制の構築を目指し、自主防災組織への支援に取り組むこととしている。	市民安全課	滝澤

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 意見・要望・質問に対する回答

No.	事業No.	施策・事業	施策・事業の概要	平成26年度				意見・要望・質問内容	回答欄	担当課	担当者
				目標	取組状況(実績)	達成状況	判断理由等				
5	106	児童生徒の通学や高齢者の通院など、市民の日常生活を支える重要な交通手段である路線バス等の維持・確保を図ります。	生活交通確保計画に基づく事業を実施し、路線バスの維持・確保を図る	市民の日常生活を支える路線バスの運行を見直しながら、維持・確保を図る。	生活交通確保計画を策定し、路線バス運行サービスを確保した。また、浦川原区において新たな少量輸送システムの試験運行を行うとともに、三和区においても同様のシステムの導入を目指して地元住民との協議を行った。	A:目標達成(100%以上)	・計画に基づき、路線バス運行サービスを確保した。 ・12月から浦川原区において少量輸送システムの試験運行を始めた。 ・バスの日フェスタや、頸城自動車(株)創立100周年イベントと連携した、上越の公共交通を紹介するパネル展を開催したほか、保育園児が描いた絵画をバスの車内に展示するなど利用促進に努めた。	産業厚生会館や武道館ができて、あと5年もすれば13区の高齢者は市の中心部へは行けなくなる問題があるが、対策を検討しているか。隣の富山市では、市内全域から富山駅まで料金100円の巡回バスが走っている。	平成26年度において、市では、市民の日常生活を支える重要な交通手段である地域公共交通について、そのあり方を見つめ直し、持続可能な地域公共交通の実現に向け、平成31年度までの基本方針や目標、施策を定めた「上越市総合公共交通計画」を策定した。その中で、居住地から各地区の中心部、各地区の中心部から市の中心部へ移動できるように、関係機関が連携を図りながら、公共交通ネットワークの維持・確保に向けて取り組むこととしている。	新幹線・交通政策課	池田
6	その他							上越市は中心市街地活性化計画を推進しているが、一方合併した13区は過疎化が著しく快適な集会所もない。現在ある施設も再配置計画や財政問題から廃止の方向になっている。	〔再配置計画に関する回答〕 将来予想される人口減少社会への対応、さらには普通交付税の段階的縮小等に伴う厳しい財政状況等を踏まえると、今後、総じて老朽化が進み、大規模な修繕や更新が見込まれる多数の公共施設等をこのままの状態維持していくことは困難であることから、市では平成27年2月に公の施設の再配置計画を策定し、現在及び将来世代の市民のためにも、集会所を含む様々な施設の適正配置を進めているところであります。 行政改革推進課として、再配置計画の部分について回答いたしますが、ご意見の趣旨は、中心市街地と周辺地域とは施設整備の状況に格差がある、ということではないかと推察されます。市として、かかる格差があると認識しているのか否かを含め、共生まちづくり課の方で正式な回答を整理してください。	行政改革推進課	
7	その他							「人にやさしいまちづくりパトロール隊」を創設し、基本方針の5、6、7について、市内をいくつかのブロックに分けて特に公共施設、道路等の物理的障壁の有無についてパトロールしてはどうか。	計画のNo86民生委員による要援護世帯の雪害安否確認や除雪支援、No90冬期集落保安委員による雪害の未然防止、No99ユニバーサル指針に基づく公共施設の整備を実施しているほか、計画登載事業ではないが、年間を通じた道路パトロールを市と業者で連携で行っているなど、各分野で災害や事故の未然防止対策をとっている。	共生まちづくり課	内藤
8	その他							障害のある人が除雪や送迎等をお願いしたいときの助成制度や有償ボランティア制度はあるが、実際に必要とするときにサービスを受けられないことが多い。制度の周知を十分に図り、ボランティアをしてくれる方の増加を図れないものか。	障害のある人が利用できる障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは、障害の種別や区分によって多種多様で、一部のサービスでは世帯構成や所得制限などにより、実際に利用できないケースもある。また、移動支援サービスにおいて、障害福祉サービスに該当しない場合は他の福祉サービスを利用いただくこととなっているが、ボランティアの不足により対応できない場合がある。 市では現在、移動支援サービスを始めとする各種サービスを障害のある皆さんがより利用しやすくなるよう、障害者自立支援協議会で検討を行っており、併せてボランティアの確保についても検討を重ねている。ご意見をいただいた障害のある人への制度周知についても、市広報紙やホームページ、福祉ハンドブックのほか、相談支援専門員等を通じて、一層理解いただけるよう周知に努める。	福祉課	小林

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 意見・要望・質問に対する回答

No.	事業No.	施策・事業	施策・事業の概要	平成26年度				意見・要望・質問内容	回答欄	担当課	担当者
				目標	取組状況(実績)	達成状況	判断理由等				
9	その他							障害が原因で働くことが困難な人の日中の活動をサポートするための集いの場「地域活動支援センター」が市内に3か所ある。地域活動支援センターは障害のある人同士が語りあったり、作業を行ったりすることができる、社会との交流の場を促進する場である。	福祉課	小林	
							障害のある人が集い、語り合ったり情報を共有する場を作ることではないか。また、そのような場に参加しやすいようなバスの運行を検討していただきたい。 参考:糸魚川市と糸魚川バスの取組 高齢者と障害者が自己負担3000円で半年、1030円で1ヵ月間、路線バス乗り放題	頸城自動車において、1日乗り放題のフリー乗車券を1,000円で販売しているほか、70歳以上の方には1か月5,000円、6か月20,000円で乗り放題となるフリー定期券を販売している。また、身体障害者手帳や知的障害者療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方に対して運賃の割引を実施している。 バスの運行経路やダイヤ変更については、利用者のニーズ等を踏まえながら適宜見直しを行っているので、定期的な会議や集会等があれば、それに合わせた見直しの可能性についてバス事業者と検討する。	新幹線・交通政策課	池田	
10	その他							「誰もが参加するまちづくり」の施策の中に、高齢者と若い世代との交流に関するものがみられないが、世代間交流の場が必要ではないか。	現在の計画には高齢者と若い世代との交流に関する項目はないが、高齢者の生きがいづくり事業やボランティア活動の中で高齢者と若い世代の交流の機会を設けている。また、敬老会や65歳以上の方が参加できる新総合事業(通いの場)においても子供たちとの交流も見られている。	共生まちづくり課	山田
11	その他							各区にボランティアの拠点を設置して地域のボランティア活動の情報交換の場として活用してはどうか。	各区のコミュニティセンターの役割として、ボランティア活動や市民活動の育成・支援が盛り込まれており、無料で会場を利用が可能である。 情報交換の場として、12月に市民活動団体の交流会を開催し、多くのボランティア団体も参加していただいた。引き続き情報交換の場を設けるとともに、参加者の意見をお聞きしながら必要に応じ、分野別、地域別の交流会なども検討する。	共生まちづくり課	山田

第3次人にやさしいまちづくり推進計画 意見・要望・質問に対する回答

No.	事業No.	施策・事業	施策・事業の概要	平成26年度				意見・要望・質問内容	回答欄	担当課	担当者
				目標	取組状況(実績)	達成状況	判断理由等				
12	その他							<p>原子力発電所における事故を想定した避難計画ができたが、地震が起きて津波が発生し、原発事故が起きた福島原発のような複合災害が発生した場合の避難方法ができていないのではないか。</p> <p>複合災害時には様々なことが想定されることから、それら全てを網羅した避難計画を策定することは、現時点では困難である。 このため、まずは基本的な対応をまとめた「上越市原子力災害に備えた屋内退避・避難計画(初版)」を策定したところであり、これを1つの柱として、複合災害など様々な状況に臨機に対応していく。 なお、市外・県外での避難先の確保など、より踏み込んだ複合災害対策については、引き続き国や県、関係市町村とともに検討を進めていくこととしており、また、県が見直しを進めている「津波浸水想定」の結果も反映するなどしながら、本計画の実効性を高めていく。</p> <p>要配慮者の避難体制についても、新潟県が設置したワーキングチームで具体の検討が進められているところであり、その検討結果等を避難計画へ反映するなど、必要な対応を進めていく。</p>	市民安全課 原子力防災 対策室	笠松	

第4次人にやさしいまちづくり推進計画（案）の概要

【当日配布資料2-1】

1 上越市人にやさしいまちづくり推進計画について

「上越市人にやさしいまちづくり条例」の基本理念に基づき、障害のある人や高齢者をはじめとするすべての市民の基本的な人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成を総合的に進めるため、「上越市人にやさしいまちづくり推進計画」を策定する。

【根拠】

- ・上越市人にやさしいまちづくり条例（平成11年3月）
（推進計画の策定）

第7条 市長は、人にやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画を策定しなければならない。

【これまでの計画の策定状況】

- 第1次人にやさしいまちづくり推進計画（計画期間：平成12年度～16年度 5年間）
- 第2次人にやさしいまちづくり推進計画（計画期間：平成18年度～22年度 5年間）
- 第3次人にやさしいまちづくり推進計画（計画期間：平成23年度～27年度 5年間）

2 第4次人にやさしいまちづくり推進計画策定の方向性

第4次人にやさしいまちづくり推進計画の策定において、改めて条例の原点に立ち返り、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できる状態にすることが、結果としてすべての市民が安全かつ快適に生活できる状態につながるという視点に立って以下のとおり見直しを行う。

計画の骨格となる目指すべき人にやさしいまちの姿「誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち」、基本的な考え方「あらゆる障壁のないまちづくり」は変更しない。

計画の基本方針については、条例の基本方針等に基づいた内容となるよう、一部見直す。

基本方針を目指すための基本目標を設定し、さらに基本目標を達成するための施策の方向を設定する。

市民意識調査等の結果を反映する。

個別の事業は計画に掲載せず、別に年度ごとの進捗管理及び評価を行う。

基本方針ごとに評価指標を設け、施策の評価を行うこととする。

- ・市民意識調査の結果や関連データを指標として設定し、計画評価に活用する。
- ・指標は、毎年度の市政モニターアンケートや計画改定時の市民意識調査により測定する。

評価結果について、推進会議に示し、漏れ落ちや事業間連携の必要性等について意見をもらい、施策に反映する。

3 第4次計画の概要（案）

(1) 目指すべき人にやさしいまちの姿（第3次計画を継承）

- ・誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

(2) 基本的な考え方（第3次計画を継承）

- ・あらゆる障壁（物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁）のないまちづくり

(3) 基本方針

条例で定めている施策	第4次計画（8項目）	第3次計画（7項目）
広報活動の充実等（第8条）	誰もが理解し合えるまちづくり	
教育環境の整備（第9条）	誰もが学べるまちづくり	誰もが学べるまちづくり
就業の機会の確保等（第10条）	誰もが働けるまちづくり	誰もが働けるまちづくり
保健・医療・福祉に関するサービスの効果的な提供（第11条）	誰もが健康に暮らせるまちづくり	誰もが健康に暮らせるまちづくり
ボランティア活動の促進（第12条）	誰もが互いに支え合うまちづくり	誰もが参加するまちづくり
防災上の配慮等（第13条）	誰もが安心して暮らせるまちづくり	誰もが安心して暮らせるまちづくり
市の施設・事業者の施設・住宅の整備等（第16条、第17条、第18条）	誰もが住みよいまちづくり	誰もが住みよいまちづくり
公共車両等の整備等（第19条）	誰もが移動しやすいまちづくり	誰もが移動しやすいまちづくり

(4) 基本目標

基本方針	第4次計画（13項目）	第3次計画（14項目）
誰もが理解し合えるまちづくり	1 人にやさしいまちづくりに関する理解度の促進	
誰もが学べるまちづくり	1 教育環境の充実	1 誰もが理解し合える社会の実現 2 教育環境の整備
誰もが働けるまちづくり	1 就労支援の充実	1 雇用の充実
誰もが健康に暮らせるまちづくり	1 健康づくりの推進 2 福祉の推進 3 医療体制の充実	1 健康づくりの推進 2 医療体制の充実
誰もが互いに支え合うまちづくり	1 地域活動、市民活動の推進	1 すべての人の社会参加の推進 2 情報サービスの充実 3 ボランティア活動の推進
誰もが安心して暮らせるまちづくり	1 防災対策の充実 2 雪対策の充実	1 雪対策の充実 2 防災対策の充実
誰もが住みよいまちづくり	1 施設の整備 2 住環境の整備	1 人にやさしい家づくりの推進 2 人にやさしい都市空間の整備
誰もが移動しやすいまちづくり	1 歩道・道路の整備 2 公共交通の充実	1 歩道・道路の整備 2 公共交通網の整備

(5) 計画期間

- ・平成29年度～平成33年度（5年間）

目指すべき
人にやさしいまちの姿

基本的な考え方

人にやさしいまちづくりの基本方針

基本目標

施策の方向

誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

あらゆる障壁のないまちづくり

<取り除くべき障壁>

- 物理的
- 制度的
- 文化・情報面
- 意識上



計画改定スケジュール

月	時期	人まち計画	推進会議
6月	中旬		
	下旬		▶第1回推進会議案内発送
7月	上旬	▶関連施策の庁内照会	
	中旬		
	下旬	▶市長方針協議	▶第1回人にやさしいまちづくり推進会議(平成27年度事業取組状況報告、市民意識調査報告、第4次計画方針説明)
8月	上旬		
	中旬		
	下旬		▶第2回推進会議案内発送
9月	上旬		
	中旬		
	下旬		▶第2回人にやさしいまちづくり推進会議(第4次計画案協議)
10月	上旬		
	中旬		▶第3回推進会議案内発送
	下旬		
11月	上旬		
	中旬		▶第3回人にやさしいまちづくり推進会議(第4次計画案協議)
	下旬	▶パブリックコメント	
12月	上旬	▶所管事務調査	
	中旬		
	下旬		
1月	上旬	▶計画印刷契約準備	
	中旬	▶推進会議次期委員構成決裁	▶第4回推進会議案内発送
	下旬	▶計画印刷入札	
2月	上旬	▶推進会議次期委員団体への推薦依頼	
	中旬	▶推進会議次期委員公募	▶第4回人にやさしいまちづくり推進会議(第4次計画策定報告)
	下旬		
3月	上旬		
	中旬	▶推進会議次期委員選定、通知	
	下旬	▶計画冊子納品	